

平成26年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第5日目）

日 時 平成26年9月18日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月18日 午前9時00分

付託議案

（健康福祉部）

- 第 94号議案 平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 96号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
第 97号議案 平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
第 99号議案 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（総合病院）

- 第 104号議案 平成25年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（会計課）

- 第 94号議案 平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（議会事務局）

- 第 94号議案 平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 秋田裕三 | 副委員長 | 西本諭 |
| 委員 | 鈴木浩之 | 委員 | 小林健志 |
| 〃 | 飯田吉則 | 〃 | 東豊俊 |
| 〃 | 岡前治生 | 〃 | 林克治 |
| 〃 | 高山政信 | | |

出席説明員

(健康福祉部)

| | | | |
|---------------|------|-------------|-------|
| 健康福祉部長 | 浅田雅昭 | 次長 | 志水史郎 |
| 次長兼市民相談センター課長 | 山田優 | 社会福祉課長 | 長尾一司 |
| 高年・障害福祉課長 | 福山敏彦 | 高年・障害福祉課副課長 | 砂町隆之 |
| 健康増進課長 | 中野典子 | 健康増進課副課長 | 三木義彦 |
| 一宮保健福祉課長 | 篠原正治 | 波賀保健福祉課長 | 平山登代子 |
| 千種保健福祉課長 | 平瀬忠信 | 波賀診療所事務長 | 志水友則 |
| 千種診療所事務長 | 長田茂伸 | | |

(総合病院)

| | | | |
|-------------|------|---------------|------|
| 総合病院事務部長 | 広本栄三 | 事務部次長兼総務課長 | 宮崎一也 |
| 事務部次長兼医事課長 | 後藤一三 | 医事課副課長兼情報管理係長 | 村上正樹 |
| 医事課副課長兼医事係長 | 木原伸司 | 総務課財政係長 | 高下司 |
| 総務課施設管理係長 | 大前千春 | | |

(会計課)

| | | | |
|-------|-----|---------|-----|
| 会計管理者 | 西川龍 | 次長兼会計課長 | 下村定 |
|-------|-----|---------|-----|

(議会事務局)

| | | | |
|--------|------|-------------|------|
| 事務局長 | 中村司 | 課長(議会)兼議事係長 | 前田正人 |
| 課長(監査) | 上長正典 | | |

事務局

| | | | |
|----|-----|----|------|
| 局長 | 中村司 | 主幹 | 清水圭子 |
| 主幹 | 原田涉 | | |

(午前 9時00分 開議)

秋田委員長 おはようございます。

本日の会議を開きたいと思います。

健康福祉部にかかわるところであります。

会議に先立ちまして諸般の御連絡を申し上げます。

本日、小林委員より、午後途中早退の連絡を受けております。認めておりますので、よろしくお願いいたします。

資料は議案書と決算書と、当局から出ております委員会資料と、3点でございます。

委員の皆様をお願いをいたします。

答弁を求めない意見等の発言は控えていただくようお願いを申し上げます。

なお、委員各位それぞれに発言が回りますように、委員の配慮をよろしくお願いを申し上げます。

それから、当局の職員の方及び委員の方をお願いをいたします。

発言の際には、「委員長」と声をかけ、挙手の上でお願いをいたします。私のほうから指名をしました後、マイクの赤ランプ点灯確認の上で発言をお願いいたします。私の席から全席を同時に見ることはできませんので、必ず「委員長」と声をかけていただくようお願いいたします。

それから、マイクは集音部の真ん中の網目を自分の顔のほうに向けて発言をお願いします。マイクを倒しますと録音ができませんので、集音ができませんので、議事録の都合上、よろしくお願いを申し上げます。

なお、質疑等につきましては、発言通告を優先して行います。

それでは、会議に入りたいと思います。

まず、当局から資料説明等お願いいたします。

当局、浅田部長。

浅田健康福祉部長 おはようございます。

連日の審査、大変御苦労さまです。

それでは、健康福祉部所管に係る審査、よろしくお願いたいなというふうに思っています。

私のほうから、全体的に平成25年度決算の概要、全体の部分について御説明をさせていただいた後、具体的な内容については質問の中でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、健康福祉部に係る議案につきましては、第94号議案の一般会計、それと第96号議案、国保診療所の会計、第97号議案の鷹巣診療所と第99号議案の介護保険でございます。それぞれ、成果説明書の1ページをごらんいただきたいと思います。

それぞれ、決算の概要ですけれども、一般会計におけます健康福祉部所管に係る決算額については、約46億3,700万円、それと国保会計が3億2,500万円、鷹巣会計が1,100万円、介護保険会計が41億8,500万円ということで、合わせまして91億5,800万円の事業となっております。市全体の会計368億8,500万円に占める割合は約24.8%、約4分の1を所管をいたしております。

いわゆる健康福祉部の仕事と申しますのは、人が生まれる前から亡くなるまでの全ての方々が健康で安心して暮らせるようにということで、部内はもちろんのこと、関係団体、事業所とも連携しながら、支援の必要な方に必要な支援をしていくということで進めてまいりました。

体制としてはごらんとおり、北庁舎、それからそれぞれ各保健福祉課、それぞれ各診療所、それから山崎、一宮、波賀、千種にそれぞれ各子育て支援センターを設置して対応しておるところでございます。

特に平成25年度につきましては、通常の事務事業に加えまして、特に各計画策定に取り組んだ年でもありました。健康増進計画ということで、平成25年度が計画期間最終年であったんですけれども、平成26年度からの計画ということで、第二次の計画を策定をいたしております。また、食育推進計画、平成21年度からの10年計画でもって進めておるわけですけれども、平成25年度が中間年ということで、中間評価をいたしております。その部分につきましても既にホームページ等で公表しておりますので、また御確認いただけたらなと思います。

特に、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けまして、これは平成27年度からの計画でございますけれども、その計画策定に向けたニーズ調査を平成25年度に実施をいたしております。

それでは、特に成果説明の中でも特徴的な部分だけを御説明をさせていただきたいなと思います。ちょっと資料は前後するかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。

まず、社会福祉公的扶助の関係でございます。

成果説明書の60ページでございますけれども、生活保護の状況でございます。

生活保護につきましては、世帯、人員ともふえておりました、3億円の事業費と

なっております。そのうちの2億円が医療費ということで、3分の2が医療という状況でございます。ただ、世帯状況につきましては、やはり高齢者世帯、傷病世帯、障害者世帯で約70%、7割を占めておるわけなんですけれども、近年、やはり稼働年齢世帯もふえております。いわゆる仕事ができる年齢の方の世帯もふえております。これは、社会経済情勢も雇用状況も影響しておるものと考えております。非常に世帯が増加をしておる状況でございます。

それから、高齢者福祉につきましては、特に介護保険特会、これは成果説明書23ページに載っておりますけれども、平成24年度に比較しまして約1億8,100万円の増加になっております。これは、全体的な介護認定者の増加等々もございまして、また平成25年度につきましては、グループホーム「ささゆり」、18床なんですけれども、グループホームが平成24年度に整備しまして、平成25年度から運用を開始しているという状況もございます。

特に合併の平成17年度と比較いたしますと、決算ベースで約12億3,000万円の増加ということになっております。年々、介護費用というのが増加の傾向にございます。

続きまして、高齢者福祉の関係で、第5期の介護保険事業計画の施設整備の関係でございます。

第5期の計画は平成26年度で終了するわけですけれども、特別養護老人ホーム60床の整備を予定しておりまして、平成25年度に公募をいたしました。二つの法人が応募をしていただきまして、平成25年度選定をしております。平成27年度に供用開始の予定で今、事業を進めていただいております。

続きまして、障害者福祉の関係でございます。

特に障害者福祉につきましては、成果説明書の69ページ、いわゆる障害福祉サービス受給者の障害福祉サービスを利用するに当たりましては、サービス等利用計画を策定する必要があるございます。このため、平成25年10月に直営の相談事業所「みずばしょう」を設置いたしまして、その対応をとっております。また民間のほうでは平成25年12月から、社会福祉協議会のほうで「ゆめぷらん」ということで、事業所を設置していただいて、今、そのサービス等利用計画の策定に取り組んでおるところでございます。平成25年度末では約35%が終了ということで、順調に今、推移をしております。

それから、成果説明には載せておらんのですけれども、さつき園の整備の助成ということで、これにつきましては、平成24年度予算を平成25年度に繰り越して事業

を実施したものでございます。おおむね平成25年度で完了、一部平成26年度へ事故繰り越しということではしておりますけれども、新築部分については平成25年度で完成をしております。

続きまして、成果説明書62ページの上段でございますけれども、外出支援サービス、これにつきましては、この平成25年度で事業費が1億円を超えました。1億305万8,000円ということで、当然、利用者につきましても平成25年度で1,000人を超えてきました。利用者、それから利用回数等も増大をいたしまして、平成25年度で事業費が1億円になったということで、今現在の状況でございます。

それから、保健分野につきましては、成果説明書では65ページから68ページにそれぞれ健診であるとか、予防接種の関係を載せておりますので、また後ほどごらんいただけたらなど、御質問等でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、特に保健の分野につきましては、人が生まれる前から亡くなるまでの保健衛生を所管しておりますので、特定不妊治療費の助成であるとか、妊婦健診等々、いろんな各種事業の実施を取り組みをさせていただきました。特に家庭児童相談室におきまして、児童虐待あるいはDV等々の対応も近年増加しております、特に困難ケースであるとか、長期の継続ケースの増加がございます。過去には一時の措置もとったケースも多々あったんですけれども、そういう状況が近年ふえておるといふ状況でございます。

それから、市民相談の関係でございますけれども、成果説明書の64ページに載せております。それぞれ総合相談窓口として市民相談センターで実施をしております。人権相談から生活相談、各種相談体制をとっておるところでございます。

また、福祉部におきましても消費生活行政も担当をいたしております。特に悪質商法であるとか、インターネット等いろんなトラブルも発生しておりますので、その啓発事業も実施しております。安全安心な消費生活を営むということの教育、啓発に取り組みをさせていただいております。

それから、次に、国保診療所の関係です。これは、成果説明書の69ページ下段に載せております。いわゆるそれぞれ地域医療の推進ということで、人口の減少に伴いまして、外来患者さんの数もトータルでは減っておるような状況ではございますけれども、やはり地域医療を推進するということで、今それぞれドクターを筆頭に地域医療の推進に取り組んでいただいております。

最後に、滞納関係でございます。

これは、成果説明書の17ページに一覧が載っております。その関係する部分だけ

簡単に御報告させていただきますと、介護保険料につきましては、平成25年度現年分収納率約99%でございました。過年分と合わせまして今現在、平成25年度末での滞納額が約3,000万円になっております。それから、診療報酬につきましても、約10万円の滞納額がございます。それから、ここには記載はございませんけれども、生活保護費の返還金ということで、トータルで277万4,000万円余りが生活保護費の返還金を持っております。それから、児童扶養手当の返還金として平成25年度に25万円の返還をとということで、今、順次分割納付をしていただいているというような状況でございます。

以上、簡単ではありましたが、平成25年度の決算の概要ということで御報告をさせていただきます。後ほどそれぞれ具体的な部分につきましては御質問にお答えをさせていただきますと思います。

以上でございます。

秋田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑を受けますが、資料が多うございますので、資料のページその他、指摘箇所を指摘の上で質疑をお願いいたします。

事前質疑が出ておりますので、岡前委員。

岡前委員 先ほど、事前に外出支援サービスの利用状況等の資料が配られておるんですけども、前にも言いましたように、そのみなし認定という方の利用が大きな部分を占めているというふうなことで、前にお聞きしたところ、要綱の中にその要介護支援等という「等」の中にそのみなし認定というのが含まれてやっているんだというふうなことで、でも通常考えますと、「～等」ということである場合、その「等」に当たる部分というのは通常少ないのが普通で、それと前にも申し上げましたけれども、通常であればきちとした実施、外出支援サービスをできる資格というのを明確に書いた上で、その他市長が認めるものというふうな書き方をするのが通常であって、その他市長が認めるものというふうなことになりますと、特別の場合、特別のケース、やむを得ないなというふうなケースが通常になってくると思うんですけども、これほどみなし認定がふえた、いつからそのみなし認定というのが始まって、みなし認定のその理由というのは、具体的にどういうふうになっているのか、この点について事前に質問通告を出しておりますので、詳細にお答え願いたいと思います。

秋田委員長 障害福祉課長。福山課長。

福山障害福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、みなし認定、大変ふえてきているわけですが、このそもそも外出支援サービス事業につきましては、合併以前、旧町時代から行ってきた事業でありまして、合併の調整の中で、現行のまま新市に引き継ぐということで、平成19年度に対象者、利用の範囲等、それぞれその統一が図られたところで、その平成19年度から要介護認定を受けておられる方も対象でございますけれども、介護認定を受けずに、例えば外出が困難な方もおられるということで、みなし認定ということで介護保険の認定調査を行う一次判定認定調査、これによって一次判定を行いまして、要介護認定が出ればみなし認定として対象者として認めてきた経緯がございます。

そうした中で、特に介護認定を受けられておられないけれども、実際認定を受けられたら介護の状態という認定が下るといって、一次判定をもって外出支援の対象者としてきた経緯がございますので、年々ふえてきているというような状況が続いております。

これにつきましては、今現在公共交通等の見直しがされているわけですが、そうした中で、外出支援につきましても真に外出困難な方等に対象者を絞っていくといったことも踏まえて検討を加えているところでございます。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 公共交通の効率性からいって、その外出支援サービスというのは必ず1名以上は乗っておられて、そういう点では人数がふえて金額的に1億円を超えたといっても、それはそれ、十分意味ある支出だというふうに私は思うわけですが、行政の一つの制度として、例えば先ほど言われたように、要介護認定は受けてないけれども、その一次判定で要介護なり要支援なりと見なされるからみなし認定というのは、本来制度のあり方として、制度の仕組みとしてもおかしいんじゃないかなと思うんですね。その通常、社会福祉サービスを受けるためには、それぞれの資格やとか条件とかがあって、その条件に合って初めてそのサービスが受けられるというのが前提で、多分みなしで例えば生活保護というのはあり得ないし、みなしで身体障害者手帳の交付というのもあり得ないわけですね。ですから、私は順番が間違っていると思うんですね。もし、そういう方が申請をされてきたら、まずは緊急対応しなければならない場合はあると思いますけれども、でも緊急対応については、介護保険の場合も、介護認定が出ていなくても、介護が必要な方についてはとりあえず必要な介護サービスは受ける、出すと。後で認定を受けて精算をするということはちゃんと明記されておるわけですね。ですから、介護認定で一次判

定を受けると恐らく介護認定になるだろうということで、そういうみなし的なやり方で外出支援サービスを利用できるようにするというのは、私はちょっと方法というか、順番が間違っていたんではないかなと思うんですけども、その点、いかがですか。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 おっしゃることはもちろんだと思いますけれども、平成19年にこの対象等の調整がされた経緯としましては、介護保険のサービスは使いたくないけれども、外出支援のサービスは使いたいといった方もおられるということで、もちろんそういった方が介護の認定を受けておられるわけではなかったと。そうした中で、じゃあ介護保険の認定を受けた方だけを外出支援の対象にしようとする、そうした外出支援のみのサービスを使いたいといった介護の必要と想定される方もおられるということで、その中でみなし認定ということで第一次判定をした結果、介護の認定となるであろうという方を対象としたという経緯がございます。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 例えば社会福祉の関係でいろんなサービスを受けるという場合に、例えば生活保護にしても、さっき見ました手帳の交付にしても、かなり厳しい条件というか、そのサービスを受けるためには要件がきちっと明示されておるわけですね。先ほど言われたように、介護保険は使いたくないけれども、その外出支援サービスは使いたい、だからその「等」のところで補う、そういうやり方というのは、僕は制度の公平性を欠く一番大きな原因になるかと思うんですね。ですから、私は具体的にどういう理由でみなし認定をされている方が多いのかということもお聞きしておったと思うんですけども、それであれば、まずは外出支援サービスを利用したいと思う人があったとすれば、まずは介護認定を受けてもらう。その上で外出支援サービスのみの利用というふうな格好で、きちっと筋道を立てて、その制度に合った対応をしていかなければいけないと思うんですね。ですので、全てが全て、本来は介護認定を受けられる状態にある方で、介護保険は使いたくないけど、外出支援サービスは便利だから使いたいという方ばかりじゃないわけでしょう。その実態はどうなっているんですか。ここに書いてある288人の方全てがそういう介護認定は受けられる状態にあるけども、介護保険サービスは受けたくないからということで分類できる方たちばかりなんですか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 委員おっしゃるとおり、みなしという表現が適切かどうか、こ

の制度でふさわしいかどうかというのは我々も疑問を持っておりますので、これは見直していくということ、今、これまでもお答えをさせていただいたかと思いません。

それで、いわゆるこのみなし認定というふうに呼んでおりますけれども、介護保険の認定を行います一次判定は必ず受けていただいております。介護保険の認定に当たっては、一次判定を行って、さらに認定審査会の審査を経て介護認定ということになるんですけれども、この外出支援のこのみなし認定という部分につきましても、必ず一次判定は実施をしております。それによって要支援になるのか、要介護になるのか、非該当になるのか、そこで判断をさせていただきます。

余談になりますけれども、介護認定を受けるための費用としては、当然ドクターの意見書であったりとか、介護認定審査会の費用等々で約1件当たり1万円強かかりますので、その辺とのてんびんといったら表現が悪いですが、それだけの費用がかかるということでございまして、いわゆる何も基準がなくて認定しているわけじゃなしに、くどいようなんですけれども、介護保険の認定を受けていただくための一次審査は確実に実施をしております。そういう状況でございます。

以上です。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 ということは、みなし認定というのは、平成19年に対象者を統一されたというふうに言われましたけれども、その統一前からそういうみなし認定、そういうきちとした資格はないけれども、それに類似するものとして外出支援サービスを受けておられた方はもう既にあったということなんですね。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 平成19年に、利用者、利用内容等、範囲等を統一する前につきましては、各町まちまちでございまして、例えば山崎ですと、おおむね80歳以上の高齢者の方とか、千種ですと65歳以上でしたか、そういったところで、例えば認定を受けているとか受けていないとかいった利用の対象ではなかった、それを真に外出が困難な方の対象として要介護認定を受けられた方等ということで統一されたものと思っております。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 通常でしたら、私、日本共産党議員の立場として言えば、それに類似する方というのは、当然利用できるようにしなさいよというふうな立場なんです。全体として1億円を超えたとか、超えないとか、それが一つのベースになるもので

もないし、先ほども言いましたように、外出支援サービスで全く人が乗っていないバスが走っていることから比べたら、必ず1名以上は乗っておられるから、ちゃんと税金として生きた使い方になっているわけですね。でも、恣意的な条件がもし入る余地があるとすれば、それは社会福祉サービスとしては問題があるわけですね。ですから、一次判定を全てされていると言われますけれども、やはり一次判定だけではなしに、外出支援サービスの一つの介護サービス、介護保険のメニューにはないとしても、一つの市独自の介護サービスなわけですから、やっぱり必ず介護認定は受けてもらう。やっぱりそういう条件をつけるべきじゃないかなと思うんですけども、その点はいかがですか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 いわゆる外出支援の利用対象者についても、今の現状がいいというふうには思っておりませんので、これは今後見直しをしていくということは、これまでもお答えをしておりますので、ただこの部分については外出支援の単独で見直すというわけにもいきません。いわゆる公共交通とのセットの中で実施をさせていただきたいということで思っておりますので、委員言われるように、きっちりとした当然制度でありますので、対象者についてはきっちり明確にすべきだと私も思っています。

以上です。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 これで最後にしたいと思いますけれども、結局はこういうみなし認定も含めて一般的に金額的なところも含めて、ことし一方的な見直しがされて、本来、必要とされる、必要とする回数、それと経済的な問題、そういうことが値上がりやとか規制を加えることによって、本来必要とされる方が減らさざるを得ないとかね。そういうケース、山下議員も取り上げたと思うんですけども、そういうところと明確にやっぱり本当に必要とする人と、そうでない、公共交通が丁寧に機能するようになれば、その外出支援サービスも余り利用しなくて済む人というふうな、やっぱり明確な区分けというのは私は必要になってくると思いますけれども、そういう考え方ではないわけですね。今、外出支援サービスが目指しておられるところというのは。今、今年度の決算ベースで言うと、将来的には公共交通が整った段階では4分の1程度、2,700万円程度に抑えたいというふうなもう計画を出しておられるわけですから、そういうふうになると、本当に必要な方に必要な外出支援サービスが利用できるのかといったらまた疑問が出てきますので、余りにもやり方が極端か

なと思うんですけれども、外出支援サービスじゃなければどうしても行けない方というのは絶対あるはずで、その方も含めて回数制限したりとか、利用料上げるといのは問題があるんじゃないかなと思うので、そのあたりは丁寧に対応していただけますか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 今、おっしゃられましたように、必要な方に必要な支援をするというのが基本でございますので、我々も外出支援が必要な方には必要な支援をしていると思っております。今回、平成26年度に見直しをさせていただいた部分については、いわゆる自動車をお持ちの方、移動手段をお持ちの方も同じような状況でございましたので、自動車をお持ちということは、自力等で外出ができる方でありますので、その部分につきましては、そうでない方との公平性もありますので、交付枚数を減らさせていただいております。

それから、議会等、所管の委員会のほうにも御報告もさせていただいております。外出支援の見直しについての将来目標の案でございますけれども、いわゆる対象者につきましても、必要な方については当然外出支援は必要でございますので、その部分は対象者としていこうと。それから、行き先についても、今は病院等と医療機関であるとか、公共機関のみに限っておりますけれども、いわゆる社会参加等もこれからは必要でございますので、その部分についても我々は行き先も拡大していく必要があるだろうということで、そういう将来目標の案も既にお示しもさせていただいておりますので、全体的な見直しをしていくということでございますので、何も全てを切り捨てるということではないと思っております。

以上です。

秋田委員長 続けて質疑を受けます。

東委員。

東委員 ちょっと予定していたもののその前に、今の外出支援の件で、どうもやりとりを聞いていましたらちょっとすっきりしない部分があったんですけれども、要はみなし認定はもう、これやむを得ないんで、今後もこういうことはあります、またふえる可能性もありますというのか、いや、もうみなし認定というのは、やっぱりすっきりしないので、基準として適用しないので、これはやめよう、または少なくしようという、どっちなんですか。今の、どうもすっきり頭に入ってこなかったんですけども。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 端的にお答えしますと、みなしは廃止をする予定にしております。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 理解しました。

私もちょっと実際体験したんですけれども、もしもバスよりも、やっぱり外出支援のほうがいいと、本人にとってですよ。本人にとっていいから、やっぱりそういうふうにしてほしいなという声を聞いたら、結局それはやっぱりだめでしたよというようなことがありましたよね。あったんですよ、前にね。だからそんなことで、結局登録している人でこれ、きょうも追加資料もらいましたけれども、登録者が1,297人いて、利用者が1,024人と、差し引きすると270人余りが利用していないということになりますね。その反対に、逆に登録者ではない、対象でない人でも利用したいというような、さっきの私が言ったような、そんな人も出てくるわけですよ、今から。それで、今、私が聞いたのは、みなしというのはどういう位置づけなのかなということを知ったので、今、部長のお答えのとおりと受けとめましたので、それでよろしいですね。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 はい、そのとおりです。みなしという、対象者はきっちり明確にしていくということで進めております。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 それでは次に、2、3点お聞きしたいと思うんですけれども、成果説明と審査資料、両方合わせてになりますけれども、その成果説明の57ページの下段にあります社会福祉協議会への補助事業ということ踏まえて、審査資料の22ページ、それから30ページ、両方にまたがるんですけれども、まず22ページから、成果説明の57ページはあくまでも社協の補助ということだけとらえてもらったらいいですね。

それから、審査資料に入りますけれども、22ページと30ページ、まず22ページの上段のほうの子育て支援センター活動状況というところがありますね。これは、ここに書いてあるとおりなんですけれども、子育て会員から始まって1個、表が上がってます。これは、先ほど成果説明の57ページで申し上げたように、社協に随分補助をしているんですけれども、この社協との関係、社協はこの活動にかかわってないのか、いや、応援部隊なり若干のかかわりがあるんですか。この辺はどうなんで

すか。

秋田委員長 健康増進課長。中野課長。

中野健康増進課長 子育て支援センターのほうは3カ所の保健福祉センターと学遊館のほうで運営しております。子育て支援センターのほうは健康増進課の所管で、それぞれ専門員1名と補助員1名、もしくは2名で運営をしております。

社会福祉協議会との関連ですけれども、社会福祉協議会のまちの子育て広場の事業というのがございまして、それを年に数回は一緒に活動はしておりますが、そういう事業を合同で企画する以外は別の事業となっております。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 では、全く社協は子育て支援に関しては、この活動に関してはかかわっていないという答えとみていいんですか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 ただ、予算上とか人員の配置上は事業は社協と一体的にする事業にはなっておりませんが、一宮、波賀、千種につきましては、社協の事務所と同じ場所にございますので、実質は日々のかかわりはあると思いますが、事業予算とか決算とか、その辺については事業としては別の事業とさせていただいたらいいと思います。

秋田委員長 東委員。

東委員 だから、何回も言うように、別の事業とかそういう意味じゃなしに、社協は全くこれに力を貸していないんですかということをお願いして聞いているんです。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 全く力を貸していないということはなく、社協がやっている事業と、この子育て支援センターの事業と、コラボというのか、一体的に事業を年に何回かは合同で開催しているところもあります。

ただ、全く社協がこの事業にかかわっていないかということはない状況です。

事業費は入っていません。

秋田委員長 当局、答えられますか、そちらで。

当局、補足説明。

一宮保健福祉課長。篠原課長。

篠原一宮保健福祉課長 一宮保健福祉課です。

一宮保健福祉課では、子育て支援センターを行っているわけなんです、月に1

回は社協と一緒に、子育て広場ということで、三方地区のほうで月に1回は行って
おります。それは社協と一緒にっております。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 それがさっき課長お答えになったコラボという意味ですか。そうですか。
じゃあ、社協も参加をしているというふうに受けとめてよろしいな。この事業に。
この活動に。

お金を出して、社協にどんどん補助を出して、社協はもっともっと、社協に働い
てもらわなきゃいかんという前提で物を申し上げておるんです。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 子育ての部分については、子育て支援センターと社協の連携が
とれる部分については、一宮の実施しているように連携をとっていくべきだと思
います。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 大体わかりました。

じゃあ、同じことなんですけど、審査資料のこれも同じ内容の質問になるかと思
うんですけども、30ページに相談事業がありますけれども、30ページの表の一番
下、相談形態ということで4番の平成25年度一覧表がありますけれども、これも同
じことなんですけれども、これは担当部、担当課だけで事足りるのかもわかりませ
んけれども、これも同じことなんです。社協はかかわっているのかということが1
点と、それからここに、まずそれから聞きましょうか。

秋田委員長 相談センター、山田次長。

山田健康福祉部次長兼市民相談センター課長 東委員の質問にお答えさせていただ
きます。

今、東委員が社協とおっしゃいましたが、私どものこの件数については、やはり
私ども独自では処理できない面も多くあります。その点につきましては、やはり専
門分野であります保健師とか、場合によったら看護師、まず保健師が一番多いん
ですけれども、というようなことで、社協と直接かかわっているということはござ
いませぬ。この数値からというんですか、この表はそういうことでございます。

秋田委員長 東委員。

東委員 なぜ社協にそういうことをさせないの。

秋田委員長 山田次長。

山田健康福祉部次長兼市民相談センター課長 やはり、専門的なことを言いますと、やはり保健師、それから場合によったらこの行政の各課が窓口になりまして、そちらのほうとも協力しもって解決を図るようなことをやっております、この平成25年度におきましては、ほかのことについては社協さんと、例えばちょっとこれ、答えにならんかと思うんですけれども、例えば消費生活の面におきましたら、お達者クラブ等で私どもが出前講座等でそこを利用させていただいて、活動を年間、もう去年の実績でしたら52回を数えるようなことをやっております。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 それで、この相談形態のところ、ちょっと気になったのが、生活相談が110件ありますよね。この表を見る限りですけどね。110件あります。その中で、訪問ということが上がってますね。訪問。これはどうなんですか。実際問題、実際実態というのは。

秋田委員長 山田次長。

山田健康福祉部次長兼市民相談センター課長 原則というんですか、基本は電話なり私どものほうへ訪問していただくのが基本なんですけれども、場合によってどうしても来られないような事情がある方につきましては、特殊な例といったらおかしんですけれども、それにつきましてはこちらのほうから保健師と出向いて相談を受けたりとかするようなことで訪問ということになっております。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 ここが目についたのは、訪問をなぜしたのかという、してはいけないという方向ではなくて、反対に生活相談、どんどん訪問をしていって、積極的にすべきじゃないのかと、ただ1件しかないのでも気になったのが質問の趣旨なんですけどね。いかがですか。

秋田委員長 山田次長。

山田健康福祉部次長兼市民相談センター課長 失礼します。

先ほど申しましたように、基本は来訪していただくんですけれども、やはりケース等によりましては、やはりこちらから出向かないといけない場合があると思われまます。そのときは出向かせていただこうと思っております。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 基本は来訪していただくということなんですけれども、やっぱり先ほど、冒頭の部長の説明にもありましたように、やっぱり健康福祉部ということですから、やっぱりもう少しこの辺は、まあこれは平成25年度のことですからこれでいいと思うんですけれども、やっぱりいろいろ考えていくべきじゃないかなと思いますね。だから、誤解があってはいけないんで質問に、なぜ行ったのかじゃなくて、こういうことをもっと考えるべきじゃないですかという、1件しかなかったんで、ちょっと質問の仕方が悪かったのかな。1件あるのはなぜかというふうに聞こえたかもわからんですけれども、1件しかない。あとはもう全部ゼロですよ。だから、この辺をやっぱり福祉部としては考えるべきじゃないかなというような内容だったんで、理解してもらえますかな。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 委員おっしゃるとおり、これからの相談体制というのはいろんな方法が必要になってこようかというふうに思います。といいますのが、やはり高齢社会ということで、だんだん高齢者の方がふえてきます。高齢者がふえるということは、特にこれをもって悪いことではないんですけれども、いわゆる後期高齢者、平均寿命が延びるということは、それだけ認知症の方もふえてくるという可能性があります。それから、今、現実にお一人でお暮らしの方、また高齢者夫婦お二人でお暮らしの方もたくさんおられますので、これが将来に向けても非常に多くなるということは、やはりいろんな体制が必要だろうというふうには思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 それで理解はしました。

あと、私ばかりしゃべったらいかんで、もう2点だけ。

審査資料の8ページなんですけれども、別件ですけれども、審査資料の8ページのシルバー人材センター運営費の補助事業がありますね。これが700万円ほどなんですけれども、御案内のようにシルバー人材センターはいまや2億円産業になってますよね。ここに対して運営の補助をしているんですけれども、一体どんな内容で運営の補助をしているんだろうなど。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 お答えいたします。

シルバー人材センターへの運営補助につきましては、国が示す基準がございまして、それと同等額を市がしなければ国のほうも減らされるということで、710万円とあと国のほうから710万円、1,420万円が平成25年度、運営費補助として国と市で交付されたことになります。この運営費補助につきましては、それぞれ会員登録があって、それぞれ庭木剪定とかいろんな事業をされた、その運営に対する経費に対する補助でございますので、事務員の方の人件費とかそういったところが主な補助になってこようかなと思っております。

秋田委員長 東委員。

東委員 ということは、最低これだけはしなければならないというふうに解釈していいんですか。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 しなければならないというか、どういうんでしょう、そのシルバー人材センターの規模によってランクがございまして。その基準の中で補助金額の上限が決まっておりますので、例えば宍粟市のシルバー人材センターですと、国の基準でいう710万円のランク、AからCぐらいのランクがあると思うんですけれども、その中のBかCだったと思うんです。ここにちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、その基準のランクによって補助金額が決まってくるという状況です。

秋田委員長 続けて浅田部長。

浅田健康福祉部長 ちょっと決算の具体的な数字持っておりませんのであれなんですけれども、これがなければ、多分シルバーの運営に非常に大きな影響があります。ですから、御質問に対するお答えは、やはり宍粟市のシルバー人材センターにはこの補助は必要というふうに思っています。

秋田委員長 東委員。

東委員 今、ちょっと極端な聞き方しましたけれども、部長、やっぱり運営に影響が出ますか。2億円産業でも。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 具体的にはまた決算の資料をちょっとまた精査せなあかんですけれども、たしか、要は700万円だけじゃなしに、国と合わせての1,400万円ですから、この部分については、いわゆるシルバー人材センターの本体の運営費に影響しますので、いわゆる売り上げは、その売り上げは会員さんのほうにいきます。あとシルバーのほうに入るのは事務費が入るだけですから、その部分は非常に大きな

ちょっと影響が出ると思っております。詳しくはまたちょっと調べさせていただきたいと思えます。

秋田委員長 東委員。

東委員 なぜこんな質問の仕方をするかというと、前の日に、前日に産業部の農業委員会でもちょっと話したんですけれども、耕作放棄地の関係でちょっと農業委員会に言ったんですよね。そのシルバー人材センターなんかとも、もっともっと連携してやったらどうだというような質問をしたときに、あって、市は助成してるわけですよね。補助をしているわけですよね、人材センターに。だからそんなんで。助成してるだけじゃなくて、いろんなその部局と連携をとって、もっともっとその助成を生かしてもらったらどうかななんて、そんなことからちょっと思っ、どうしてもこれは必要なものかなという質問になってしまったんですけどね。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 私どもの補助の性質から言いますと、当然シルバーの運営費というのが大きな目的でございます。いわゆるこのシルバーの設立の本来の目的は、いわゆる高齢者の就労の場であったりとか、生きがいの場という、そういう観点もございませぬので、やはりそれは今後、健康福祉部としては、やはりこのシルバー人材センターに多くの方が参画いただいておりますと活動していただくということは必要でありますので、その面からも含めますと、プラス運営面から考えますと、当然市としても引き続き補助をして、シルバーをもっと活性化していただきたい、活動していただきたい、それから今後の地域包括を考える上で、やはり行政のほうもやっぱりこういうシルバーに参画していただいております高齢者の方々にも協力をいただくことも必要になってきますので、今後はさらに密接な連携が必要だとは思っています。

秋田委員長 東委員。

東委員 じゃあ最後に、審査資料の43ページになりますけれども、冒頭、部長のほうから説明をもらいましたけれども、43ページの中ほどより少し下、3番の介護保険料調定額及び云々で、収入未済額が計上されています。これ、このことによって、具体的にどういう影響が出るんですかね。出てますか。いや、別に影響はありませんよやったらそれでいいんですけれども。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 基本的に介護の給付費は国や県、市の負担、それとこの介護保険料、また65歳までの第2号被保険者の方の保険料、合わせて、それを財源として

賄っておりますので、この収入未済額が出るということは、この部分はその年の収入の入ってこない部分になりますので、特に影響するとすれば、一般会計の繰入金増減に影響してくるということになります。

秋田委員長 東委員。

東委員 要介護の人に影響じゃなくて、一般会計の繰り入れ、繰り出しに影響が出てくるということですね。そうすると、困りますわな。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 おっしゃるとおり、滞納されていてもサービスを使われると、そのサービス費については事業所とかに支払っていかなければならないということになります。この滞納を少しでもやっぱり解消するために、過去から積み重ねた滞納もございます。どうしても死亡された方であるとか、居所不明の方、そうした方につきましては整理をさせていただいて、ここにも上げておりますとおり、不納欠損という形で落とさせていただいております。

また、この収入未済額を少しでも減らすためにも、今、税でも特別徴収の月間を設けて徴収強化されておりますけれども、介護保険料につきましても、そういった時期を見計らって、班体制を組んでおうちのほうに徴収に行かせていただいたりとか、そういった努力をさせていただいております。

秋田委員長 東委員。

東委員 介護保険が非常に高いですよ。高くてなかなか払えないですよ。大変なことはよくわかるんですけども、だから払えないということもよくわかるんですけども、決算ですからあえて申し上げておるんですけどもね。こういうことがずっと今まで重なってきて、今現在の決算時期に必ず出るのは、滞納、繰り越しの金額が出るわけですね。こういうことの積み重ねでずっと今まできておるわけですよ。だから、こういう未済額、減らしたいんだけどなかなか減らないんです。減らしたいけど減らないんですと言いながら、それが重なって、よく言う、積み重ねば山となるという言葉になりますけれども、それで10億円もの今、滞納額が出ているという現実なんで、要介護、介護を必要とする人は困らないからという、その辺がやっぱり難しいところだと思うので、それで影響が少ないと。だけど現実にはやっぱり財政としては大変なことになる準備にかかっておるといって、ちょっと強く受けとめてもらう必要があると思うので、今後の対応を期待したいと思います。いかがですか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 我々も指摘の部分については重く受けとめております。当然、課長のほうは徴収の特別月間と言いましたけれども、当然我々は日々それは努力すべきことですので、引き続き努力していくと。要はこのまま推移しますと介護保険料ももっと高くなるのが想定されますので、さらにふえる可能性もありますから、きっちりとしたそういう体制をとっていかなければ、さらにふえていくということが懸念されますので、我々もまた一から頑張っていきたいと思っております。

秋田委員長 続けて質疑を受けますが。

鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと前後するかもしれませんが、お願いします。

まず、国民健康保険のことなんですけれども、今年度、改正というか、値上げされたという認識をしているんですけれども、その算定の仕方なんですけれども、平成25年度決算の中でいろいろ御報告いただいているんですけれども、市民の皆さんはその保険料というのは、国がもう決まって、全国一律だという認識もまだまだありまして、当然、福祉の部門で要望とかということで、医療費下げたりとかということも含めて、トータルで取り組んでいらっしゃるの、もう一度その算定の仕方とかを御説明いただきたいんですけれども。

(「暫時休憩」の声あり)

秋田委員長 休憩をときます。

ただ今の質疑、健康福祉部に該当いたしませんので。

鈴木委員 わかりました。

では、介護の認定の件なんですけれども、いただいた決算審査の資料の43ページになりますかね。介護認定の状況というのが資料として出てるんですけれども、年度ごとの出現率というのが、平成25年度21.7というのがあるんですけれども、総合計画の中の第1号被保険者要介護認定率というのと、ここはイコールでしょうかね。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 第1号被保険者といいますのは、65歳以上の高齢者になります。平成25年度末ですと1万2,093人。そのうち、要介護認定を受けておられる方が要支援1から要介護5までで2,625人ということになります。それを、2,625人を分子として1万2,093人で割ると、21.7%の方が認定を受けておられるということで、これにつきましては県とか国の平均よりも上回っている状況でございます。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、それはこの表を見ればわかるんですけれども、総合計画の中の要

介護認定率というものとこの出現率というものも同じ扱いのように見えるんですけども、それは間違いないかどうかということなんですが。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 はい、それでよいと思います。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これは全国平均を上回っているということは認識したんですけども、総合計画とかで計画上、平成23年、平成25年の目標値ということで平成25年の場合22.8であるとか、平成27年度の場合25.4というような形で、これは当然減らしていきたいという方向の目標というふうに考えていいんですよね。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 もちろん、介護が必要な方についてはこの介護保険制度を利用していただくわけですけども、できるだけその状態にならない元気な高齢者の状態を維持していただくということが、基本的な市の施策になってこようかと思っております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それで、この目標というか、経年的な目標の数値が上がっていくという状況は、何ていうか、本来ならというか、このまま推移するところなるけれども、ここまで抑えたいということが政策の目標になるということでもいいんですか。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 もちろん、御存じのとおり、これから高齢化率も上がっていきます。高齢者がふえていくという中で、どうしても介護予防に力を入れたとしても、要介護認定を受けられる方もふえてくるだろうという予測推計はしなければ、介護保険制度、持続可能な介護保険制度、保険料の設定等はできないと思いますので、できるだけその出現率を抑えるための介護予防事業、そういったところも力を入れながら、高齢者がふえていくといったことも考慮していかなければならないというふうに思っております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。これ、ぜひともどれくらい抑えたいかとかというその目標を明確にさせていただかないと、この計画だけ見ると、どんどんふえていくというので、このまま推計するとどれくらいだけでも、どれくらい抑えたいかというところを明確にしていってもらわないと評価ができない。このいろんな予防の部分とかということで評価ができないので、そのあたりちょっとぜひとも明らかに今後し

ていつていただきたいと思うんですけれども、平成25年度で言うと、実際にはどれくらいと予測されてて、現状21.7に抑えられたという評価なのか、そのあたりちょっとお伺いしたいんですけれども。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 済みません。ここに今、総合計画等は持ってきておりません。申しわけないんですけれども、今現在、まちづくり総合計画の策定もされております。また、介護保険事業計画につきましても、平成27年度以降の3カ年、第6期の介護保険事業計画の策定中でございます。もちろんその中に、今までの第5期までの見込み量、また実績を見込んだ検証はしていかなければなりませんけれども、そういった中で、今現在、その評価の実績を踏まえた評価をしているところでございますので、非常に申しわけないんですけれども、今ここにちょっと目標量とその実績とを合わせた資料を持ってきておりませんので、今の時点では今年度そういった評価を踏まえて、第6期の介護保険事業計画を策定していきたいというふうに思っております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 成果説明の中で、63ページに出てくるその1次予防であるとか2次予防の事業に関して言うと、これその何か講座であるとか、いろんなところに参加した人数が何人ということは大した問題ではないと思うんです。それは一つの結果としてはかればいいと思うんですけれども、あくまでこれは介護予防であったり、重度化していくというか、重度化していかないようなことをこの事業の目的であるのであれば、そういったところを目標設定して、それを公表して事業の成果を明らかにしていただかないと、この予算がどういった成果を見出しているのかということが検証できませんので、そのあたり、ぜひとも今後明らかにしていただきたいというふうに思います。

ちょっと話を変えますというか、視点を変えますけれども、成果説明書の57ページ上段、民生委員児童委員の関係なんですけれども、大変申しわけないですけれども、なかなかこの民生委員さんとか児童委員さんの活動というのは、私、身近に感じる部分がないんですけれども、あるところでちょっとこれは市民の方からなんですけれども、民生委員さんの資質というんでしょうか、適性というんですか、そういったところの疑問があるというようなお話がちょっと出まして、実際にはいろいろ研修されたりとか、小まめにそういった対象の方に訪問いただいてということの活動をされているとは思いますが、この方々の研修であるとか、ケースス

タディみたいなわけじゃないんですけれども、集まってこういうケースがあるんだけれども、どのように対応しようかというような、そういった機会というのは何かどこかで保障されているのか、ちょっとそのあたり伺いたいんですけれども。

秋田委員長 社会福祉課長。長尾課長。

長尾社会福祉課長 宍粟市の場合、宍粟市の民生委員児童委員協議会の連合会というのがございます。また、旧町単位ごとに民生委員児童委員の協議会というのがございまして、まずその支部というんですか、旧町ごとのそういう協議会でも民生委員さんの定例会ということで、月に1回は行っております。その中で研修等も当然行っているわけでございます。また、県のほうでも研修がございまして、そのほうにも積極的に参加して、それぞれの任務に当たる知識などを習得している状況でございます。

先ほどありましたように、民生委員さんに適切でないというようなことがあったわけなんですけれども、その辺の判断につきましては、ちょっと私どもではしかねると思っております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この協議会に対する補助金ということで予算執行しているわけなので、その協議会の機能であるとか、あと当然、社会福祉協議会とかもそこに絡んでくるとは思うんですけれども、そのあたり、運営の補助であるとか、そういったところを出しているの、そういった成果等は確認するなり、チェックするなりというのは、こちら側の責任になってくると思うので、ぜひともちょっとそのあたり、もう一度検証いただければなと思っておりますが、この民生委員児童委員のその協議会と社会福祉協議会、あと何か外部評価の組織があるのではないかと思うんですけど、何かそういった、どういう組織体系でこの民生委員児童委員の資質向上であるとか、ケースの検討であるとかというのがされているのか、そのあたりちょっと、もしわかれば教えていただきたいんですけど。

秋田委員長 社会福祉課長。長尾課長。

長尾社会福祉課長 まず補助金につきましては、それぞれ決まった単価がございまして、それに基づいて補助をさせていただいております。

それと、活動に対しての評価とか、その辺の御質問でございますが、活動いただきましたものにつきましては、毎月民生児童委員さんのほうから活動の報告をいただいております。その内容につきましてはいろいろなものがございまして、それも数的には相当の活動をしていただいていると、このように思っております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 こういった各種補助金、予算執行というか、お金を出しただけで終わりではなくて、やはり何のためにその補助をしているのかという部分で、そういった成果なり内容なりというのはチェックする義務はあると思いますので、そのあたり、ぜひとも、今もされていると思うんですけども、徹底してやっていただければと思います。

次に、成果報告書の61ページの上段なんですけれども、これに限らず、老人福祉的な予算であるとかということで、この敬老会の補助なんですけれども、ここで75歳以上の高齢者数掛ける1,600円という補助金を各事業主体になるんですかね。そのいろいろなところに支出して、敬老会の開催の補助をされているんですけども、この参加率というのが結局どんどん下がって行って、もう半分以下になって、当然いろんな事情はあろうかと思うんですけども、この補助金の算出をもって、この参加率ということは、ちょっと約半分の人に対して、2倍というか、約2人分の補助がされているというふうな形、形式上になってしまうと思うんですけども、このあたりちょっと何か検証というか、ちょっと整合性がとれないと思うんですが、算出の基準と参加率みたいところで、そのあたりの見解を聞きたいんですけども。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 おっしゃるとおり、非常にここ数年来、参加率が非常に低調になってきております。また、この75歳以上の高齢者数に1,600円掛けた補助金につきましては、社会福祉協議会のほうに補助金を交付して、社協を主体として敬老会事業、それぞれの旧町ごと開催の準備をしていただいているという状況でございます。

おっしゃるとおり、参加していただきたい対象者数に比較して、当日、敬老会行事に参加していただく方が非常に少ない、平成25年度ですと39.6%と非常に低い状況がございます。これにつきましては、市としましても非常に参加率が低い、また補助金の効果等も踏まえますと、一定の見直し、今後のあり方については見直す必要があるかということで、今現在検討をしているところでございますけれども、旧町時代から引き継がれてきた敬老会事業ということで、これを廃止するのか、見直して別の事業として実施していくのか、そういったところも踏まえると、地元の調整も踏まえて、ちょっと相当の期間は必要なのかなというふうに考えております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 敬老祝い金であるとか、高齢、100歳超えたらとかって、そんな県の祝い金とかいろいろ、そういった、当然それは健康で長く生きられたというか、暮らされている方に対しての敬意を表するという意味は重々承知しているんですけども、やはりその敬老会とかというのは、どこかの場所に出てこいということ自体が、もうやっぱり非常に状況的に難しいのかなというふうに思いますので、やはり補助している以上、その内容に関してもやはりある程度、全市的に見ていかなければならないと思いますし、それはどこの会場でどういうことが行われているかというのは、僕も全部把握しているわけではないんですけども、やはり補助金を持って余っていて、何かちょっと、言っては悪いですけども、豪華な感じに、僕自身は感じてしまう部分もあったので、そのあたり、ぜひともこういった算出根拠とその支出の対象がやっぱりちょっとバランス悪いので、ぜひとも適正な支出になるように今後検討いただければなというふうに思います。

では一旦これで。

秋田委員長 会議の途中ですが、休憩を入れます。

壁の時計で35分まで休憩に入ります。

暫時休憩。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

秋田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続けて質疑を受けます。

鈴木委員。

鈴木委員 引き続きお願いします。

ちょっと先ほどほかの委員からもあった、そのシルバー人材センターの運営費補助の関係で、考え方であるとか、福祉目的の部分があるということは理解しているんですけども、ただ、やっぱり一般人というか、一般的になかなか納得感がないのは、これ先ほど2億産業というふうにほかの委員もおっしゃってましたけれども、これだけの売り上げというんですか、契約があって、いわゆるこの運営費というのは販売費、一般管理費と言われる細目の部分だと思うんですけども、実際、独立採算みたいな形でやった場合には、国の補助とかが切られたりとか、そういう違う弊害が出てくるんでしょうかね。僕は独立採算でやっても、やっていけるんじゃないかなというふうに経営状況等を見ているんですけども。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 質問にお応えします。

基本的にはこの2億円余りの契約があるわけですがけれども、先ほど部長からもありましたとおり、このほとんどが出役された方へ賃金としてはね返ってくると。事務費としては8%の手数料、事務手数料を取られているということで、その中で事務員であるとか運営費等についてを賄っていこうとすれば、なかなか独立採算では難しいのかなというふうに思っております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 単純に2億円と考えて8%で1,600万円が販管費、事務手数料としてなっているということなんですけれども、この補助もそのほぼ同額というか、同率で考えられると思うんですけれども、この補助のその算定基準というのはどういうところがあるんですか。

秋田委員長 挙手の上で。

福山課長。

福山障害福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、ちょっとここに資料として持ち合わせておりませんので、きっちりしたことが言えませんが、国で示されている基準額がありまして、そのランクの中で、規模によったランクの中で補助をしているという状況です。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。じゃあそれをこちらでも調べてみたいと思いますが、なぜここを質問するかというと、やはりほかの部署の指定管理の業者さんが委託でいろいろ作業をシルバーさんをお願いしたりとかいうところで、間接的に二重的な補助に見える部分があるものですから、ちょっとそのあたりを、ちょっと問題視というわけではないんですけれども、どういう補助の算定基準になっているのかなということでお伺いしました。

ちょっと先ほどの国保の関係なんですけれども、ここは僕の理解が乏しいということであれば、それはそれで御指摘いただいて構わないんですが、例えばこちらの福祉部の関係でいろいろ一次予防であるとか二次予防、つまり認定の方を、はっきり言えば健康寿命を延ばそうというような施策を推進されていて、その二次的で医療費が下がるとかという、そういう財政負担が減っていくということもやはり指標としてというか、政策の目的としてあると思うんですけれども、ただその先ほどの国保の算定基準みたいな部分は、収支の差額を会員というか、加入者数で割るとい

うような状況で、そのあたりの、こっちはそういった医療費を抑えるという二次的
目的も持って、医療費というか支出を抑えるという目的も持っていて、なおかつ算
定は市民生活部ということで、そのあたりの連携という意味では、どういう手法が
とられているかという部分をちょっとお伺いしたいんですけれども、全く何か非常
に縦割的な印象を受けるんですけれども、そのあたりちょっと御説明いただければ
と思うんですけれども。

秋田委員長 鈴木委員にお願いします。質疑の論点をまとめて簡略に発言を願いま
す。

もう一度やってください。当局の理解ができない。今の質疑内容は。

鈴木委員 それは委員長の判断だと思うんですけれども、それで僕の言ってること
でわからなければ、そうおっしゃっていただければ結構ですけど。答弁する側は。

秋田委員長 当局。

浅田部長。

浅田健康福祉部長 成果説明63ページ、一次予防事業、二次予防事業につきましては、
いわゆる介護保険の会計で行っております。いわゆるこの事業につきましては、
やはり介護保険料に影響する、介護になるのを抑えるといいますか、スピードを抑
える、なるべく介護状態になるのをおくらすという目的ですので、基本的にはこれ
は介護保険料に関係をする部分でございます。

この介護保険につきましては、やはりサービスは65歳以上の方が第1号保険者と
いうことになりますので、その対象はそう。

ただ、医療になりますと、当然介護予防の中で元気になっていただくということ
については、それは当然医療にもはね返ってこようかと思えますけれども、なか
なかその算定は非常に難しいと思います。ですから、なかなかちょっとそれはでき
ないかなと。

それと、75歳以上になりますと、後期高齢者の医療保険制度に加入しますので、
その取り扱いはまた国保とは離れてきますから、一概にその連携というのは、非常
にその数字上での、委員がおっしゃっています、こういう事業をやったから何ぼ医
療費が減ったんだとか、どういう状況になったんだとかいう、その数字上のやりと
りというのは非常にちょっと我々事務サイドとしても難しいかなというふうには思
いますので、ちょっとお答えにはなりませんけれども、ちょっと今の御質問できよ
うお答えできる範囲は以上の状況です。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今度、観光が今やっている森林セラピーあたりもその福祉目的みたいな部分が当然出てくると思うので、ぜひとも他部署との連携というのは、今後どんどん広がっていく部分があると思うので、ぜひとも検討いただきたいのと、その森林セラピーとかに関して言うと、例えば健康寿命が1年延びたら医療費がこれくらい削減できるというような部分で、非常にそこでも効果があるというようなことを試算されて、なぜその事業がいいのかということも結構ありますので、そのあたりやはり福祉増進することの副次的な要因としてその支出が抑えられるという部分では、そういった算定している部署との連携というのは非常に重要になってくると思いますし、そこで保険料が上がったことによって、やはりその支払いができないとか、サービスが滞るとかということが出てきてはいけませんので、そのあたり、これは今後連携を深めていって、難しい部分はあるかと思うんですが、深めていっていただければなというふうに思います。何かその答えがあればお願いします。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 現在、宍粟市で取り組んでおります森林セラピーの認証の関係でございますけれども、これは何を目的とするかというようなことがやはり明確にする必要があるだろうと思います。といいますのは、やはり市民対象になるのか、いやいや市外からいわゆる都会の人を主な対象とするというようなところもございまして、その辺は明確にしていく必要がある。それによって、宍粟市はいろんな健康寿命を延ばしていこうという取り組みも行っておりますので、それとどうタイアップできるのか、そこら辺は今後の検討課題かなと思っています。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それはぜひともお願いします。

ちょっと視点を変えるんですけれども、成果説明書の70ページの上段にある臨床研修医、これは千種の診療所で受け入れられていると思うんですけれども、これは平成25年の中で1人が2週間とし、これ実際にはお一人の方がやられて延べ16名ということなんでしょうか。これはちょっと人数の関係の説明をお願いしたいんですけれども。

秋田委員長 千種診療所事務長。長田事務長。

長田千種診療所事務長 失礼します。

合計16名。実質16名の研修医が来ております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 延べ16人で、その重なっている方とかがいらっしゃって、実人数はもっ

と違うということでしょうかね。

秋田委員長 長田事務長。

長田千種診療所事務長 実人員が16名ということで御理解願いたいと思います。

秋田委員長 ほかに質疑はございますか。

飯田委員。

飯田委員 成果説明書67ページ上段の特定健診事業についてお伺いします。

成果の中で受診者数3,218人、受診率40.3%ということでございます。平成25年当初の目標に対しての対比では97.5ということでございますけれども、一般的に見て50%を切るというのは余りパーセンテージとしてはよくないと思うんですけれども、その辺について、毎年行っておられると思うんですけれども、どういうふうなとらえ方をされておられるのかなと、お伺いします。

秋田委員長 健康増進課長。中野課長。

中野健康増進課長 特定健診を受けていただく、受診率を向上する施策をいろいろ実施しております。ですが、このところ数年間は受診率が40%弱で横ばいの状態が続いています。対象者が減っておりますので、人口減にあわせて対象人口も減っておりますので、受診人数が少し減って受診率が40%弱の状況が続いています。

取り組みとしまして、まず申し込みは自治会を通じて、一方的に配布するだけでなく、自治会の協力を得て健診の申し込みをとっております。それから、申し込みをされた後、実際は申し込んだけれども受診されないという方が毎年1,000人ぐらいありますので、その方に関しては電話での予備日に追加というのか、受診していただくような電話の勧奨をしております。それとあわせて、健診を受けていただく、1年だけの事業としてはとらえていなくて、受診された方が次の健診、生活改善なり次の年度に受けられるように動機づけをして結果を返すような形を毎年繰り返すような方法をとっております。

受診率が4割ぐらいですけれども、市町村国保の受診率としては県下で7番目か8番目ぐらいの順位になっております。

以上です。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 県下ではそういう形ではございましょうけれども、この数年前から減ったという理由についてはつかんでおられましようか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 数年前から受診率が減った。

健診に関する大きな法律の改正がございまして、それが平成20年になります。それで、社保の本人さんが特定健診、市が実施する健診を受けることができなくなって、社保の実施する健診を受けていただくことになったときに、受診率が随分減っております。それについては制度上、社保の本人さんは市がやっている健診で受け入れることができなくなりましたので、大体その時点で4割になりまして、それがずっと横ばいが続いているような状況です。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 私も受ける立場の人間なんで、受けさせていただいておるんですけども、実施される場所がある程度絞られてきまして、一宮なら保健センターという形で、今まではもっと分散されておったと思うんですけども、そういう形での受診を控えるというんですか、受診に来られない方が多くなっているんじゃないかと思うんですけども、その辺について。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 平成20年の制度改正に合わせて、山崎と一宮につきましては各小学校、中学校単位でやっておりましたものを、山崎は文化会館、一宮はセンター三方とやすらぎ、波賀も2カ所で行っていたものを1カ所、千種はもともと1カ所でしたので、その場所の調整をさせていただいて、その場所を1カ所に集約した場所については、バスを運行しておりますので、バスを利用して受診していただくように御案内はしております。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 確かにそのバスを用意していただいているということも重要なことではあると思うんですけども、仕事を抱えておる人なんかは受ける場合、距離的なものがあるれば、ちょっと抜けて健診に行ってくるとかというようなことが不可能やというようなことを言われる方もございます。その仕事というのは、自分がやっている方ですね。そういうことで、やはり健診を受ける場所までの距離というのは、かなりその辺にかかわっておるんじゃないかというふうに分析をしているんですけども、それについてどうお考えでしょうか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 健診場所を集約するに当たっては、いろんな課題があるのは、委員がおっしゃるような内容があるのは承知を、分析としてあったんですけども、健診の手法が変わりまして、たくさんの機器であったり、それからシステム上、パソコンを持ち込んで管理をすることが必要になりまして、いろんな場所での設定が

なかなかできなくなったという事情もありまして、やむなく集約しております。今後も、また分散して実施するということが難しいと思っております。

以上です。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 いろんなそういうシステム上の問題ということはよくわかります。それで、ほとんどがこれ午前中で終わっておると思うんですけども、午後からやる場合も可能かどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 技術的には午後からの実施も可能ですけれども、ただ午後からの実施をしますと、血液データがかなり変動がありますので、午前中の実施のほうが適当という判断で、今、午前中に集約して実施しております。午後にするとなると、日数をもっと減らすことができるんですけども、午前中だけの実施のほうがデータがばらつきがなく正確ということで、午前中に集約させていただいています。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 そういう諸所の事情はよくわかりました。ともあれ、この受診をしていただくことによって、保険料のいわゆる健康に関する部分で成人病ですか、そういう早期に解決できるということで、その辺の医療費の軽減につながるということなので、できるだけ参加者の多くなる方法をもっともっと考えていただいて、実施していただきたいと思います。

それに続けて伺います。これ、女性が多いと思うんです。これは子宮頸がんなり乳がん検診、これクーポン券って出されてますよね。この部分について、どれぐらいの方に出されて、その利用率というのはどうなっておるのでしょうか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 女性検診につきましては、追加で配布しています健康福祉部の資料の26ページに子宮頸がん乳がん検診の受診者とクーポン券の利用者の人数を書いております。クーポン券の利用率というのは書いておりませんが、今、2割ぐらいかと思えます。クーポン券は子宮頸がんの場合は20歳から5歳刻みで、それから乳がんに関しては40歳から5歳刻みで交付しております。

ここには記載しておりませんが、平成25年度の子宮頸がん検診のがんの発見者は2名、それから前がん状態、異形成と言いますが、放置すると確実にがんになる方が2名、4名発見しております。乳がんについても2名の発見となっております。子宮がん乳がんについては土日の検診、医師の協力を得まして土日の検診もして

実施率を上げて実施しております。

以上です。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 ここで2名と4名ですか、発見されておるといことなんですけれども、どれだけ配布して20%、20%ってこれ掛ければわかるんだと思うんですけれども、20%ということはかなり低い利用率ということで、これはクーポン券ということで無料になるんですよね。それでもこの率ということは、大変悲しいなと思うんです。実際この子宮頸がんなり乳がんの死亡率というんですか、そういうこと、発生も多いし死亡も多いから、こういうクーポン券まで出してやっておるといことなので、できればこの利用をどんどん高めていただく方向で、これ女性のことであり、なかなか受ける勇気というんですか、そういうのが持てない場合もあるかと思うんですけれども、その辺、いろんな方策として考えておられますか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 子宮頸がんにつきましては、平成25年度からヒトパピローマウイルス検診を取り入れております。これは先駆的な取り組みとして、総合病院のほうの協力を得て実施しております。その結果、平成25年度に関しては30代の受診者数がふえた状況にあります。

それから乳がん検診につきましても、土日を中心に実施するのと、個別検診の御希望の方がおりますので、個別検診は総合病院のほうで受けられるように、集団検診と個別検診とを組み合わせ、御利用者の方に自分で選択していただける方法を取り入れております。

それで、乳がんと子宮がんで亡くなられた方が、平成24年度のデータしかありませんが、3人ずつございますので、できればゼロになるように取り組みたいと思っておりますが、なかなかまだ受診率のところまで苦慮しております。

以上です。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 ここで2名と4名ですか、その発見された方についての追跡調査みたいなことはなさっておられますか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 それぞれ詳細は今お答えできませんが、検診に再検査となられた段階で、それぞれに個別で保健師のほうで、昼間働いておられる方であれば夜であったり、きちっと検査を受けられたかどうかは必ず、再検査になってがんの疑い

がある方がそのままほうっておかれるということは、がん検診をする意味がございませんので、それぞれに個別に対応しております。術後の何年かの経過を追っているわけではございませんが、手術をされるまでの経過は追跡をしております。

それから、ヒトパピローマウイルス検診につきましては、陽性である方が自然に陰性になるまでというのを経過を見るということが大事なので、その辺の動機づけについては病院のほうと連携をしまして、経過をチェックをしております。

以上です。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 そういう追跡、どこまでできるのかわからないんですけれども、そういう部分、この検診を受けることによって早期発見されて、いわゆるほうっておかないで死に至らなかった、また今、健康に生活しておるといような状況、そういうものをもっともっと表に出していただいて、啓発活動のほうに利用、利用という言い方もおかしいんですけれども、していったほうが、ある一定の検診に行こうという一歩を踏み出せる、勇気を与えるものにもなるんじゃないかと思うので、その辺のところを考えていていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 今後も、今も一生懸命やっているんですけれども、女性のがん検診につきましては、職員、保健師、担当している者、一生懸命取り組んでおりますので、今後も取り組んでいきたいと思えます。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 よろしくお願いします。

それに付随してと言ったらおかしいんですけれども、66ページ上段の特定不妊治療の助成のことなんですけれども、いろんな制度の認識を広めたことによって、対比300%の伸びという格好であるんですけれども、どういう形のPRをされたんでしょうか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 これは、特定不妊治療につきまして、年齢制限なく国県の補助がある事業だったんですけれども、やっぱり年齢が高くなるとなかなか治療の効果が少ないということで、国のほうが年齢の上限、助成の上限を決めましたので、それがマスコミで随分報道されたことで、早目に治療される方がふえたのかと思うんですけれども、ちょっと平成25年度は一気にふえております。平成26年度についてもまだ多い状況が続いております。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 その規制と言ったらおかしいんですけども、上限が決まってしまって、42歳ぐらいになったんですかね。そういうことが報道されて注目を浴びるというのも、これも皮肉なことなんですけれども、宍粟市においては36件ということで、多くの方が利用されたと。これも先ほどのクーポンの話じゃないんですけども、この36件受けられて成功されたというようなことの把握はできてはいませんか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 申請書のほうに受精が成立したかどうかという項目がありますので、それで成功率というのは把握できます。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 それって今わかりますか。今わからなかったら、また教えていただきたいと思うんですけども。済みません。よろしくお願いします。

秋田委員長 ほかの委員の方、質疑ありますか。

小林委員。

小林委員 決算説明の8ページですね。同僚議員のほうから説明があったんですが、シルバー人材センターの売り上げというのか、就業者というのか、これ1日幾らというのが決まっているんですか。日当というのか、時間給ですか。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 その業務の内容によって異なりますけれども、おおむね草刈りでありますとか、そういった部分につきましては1時間800円とかの設定がしてあります。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 いろいろなお手伝い、片づけとか植木の剪定とか、草刈りとか、いろいろそれによってお値段が違うんだと思うんですけども、平均大体幾らというのは決まってるんですか。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 平均で幾らとかということにはなってないと思います。例えば、草刈りで機械持ち込みだったら幾ら、その刈った草を集めるんだったら幾らとかいったことで、業務内容によってそれぞれ単価が決まっております。本日ここに単価表を持ってきておりませんので、詳しくちょっとお答えできませんけれども、平均で決まっているという単価ではございません。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 これ、えらい井勘定でさせてもらって申しわけないんですけども、延べにして約6万人役ぐらいかかっているわけやね。その人数が昼まで半日間仕事しても1人と計算してあるんですか、これ。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 おおむねは時間給で単価が設定してありますので、1日ですと8時間掛ける時間給という形の請求がこようかと思えます。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 単純な計算なんですけれども、平成24年度でしたらその8時間計算でやると、1日4,500円ぐらいしかならんわね。平成25年やったら5,100円かね。これ8%抜いてね。そういうふうな形ですから、これ、1時間800円ということになると6,000円何ぼというふうな計算になるので、非常に安いというのか、そういうところもあるということやね。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 特に特徴的な平成24年度につきましては、山崎小学校の建設に係る文化財調査がございました。そういったところで契約金額もはね上がっております。ただ、この延べ就業者数につきましては、シルバー人材センターのほうに確認しましたところ、少し国のほうに人数報告を誤っていたということもお聞きしておりますので、実際この数字でもう国のほうにはいってしまっているということで、実際の報告、6万人よりは1万3,000件ほど減になるということを確認しております。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 何でこういうことを聞くかということ、平成24年と平成25年と金額がかなり違うので、この割ったときの金額がね。それで聞かせていただいたんです。シルバーの方をお願いするときに、いろいろ人によって得手というのか、職人さん上がりとか、そういう農業関係上がりとかいうので違うと思うんですが、大体平均これぐらいはかかりますよというのは話せるわけやね。幾らかかるんですかというふうな、やっぱり問い合わせがあるかと思うので、やっぱりそういうことをお知らせして、それなら何人ほどお願いしますという方があると思うので、時間にして幾らですよ、この仕事はこれだけですよというふうな、そういう表はないんですか。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 先ほども申し上げましたとおり、1日だったら幾ら、例えば時間給でしたら幾らという単価表がございます。そして、依頼されたところには、そ

ここに実際事務というか、現地に赴きまして、これぐらいだったら何時間ぐらいかかりますとか、何日かかりますといった形で、その大体幾らかかるといったことの周知はされているのかなと思っております。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 かなりの売り上げというのか、お金が動くというのか、そういうことなんで、これまでも昨年でしたか、お尋ねしたことがあるんですが、8%抜かれるから、いわゆる直接お願いして来てくださいというふうな、なれなれというのか、なれてきて、あんたやったらここへ来てえなというふうな話が出てきまして、そういうことのない、あの人はこうこうこういうことで直接行きよってやわなというふうな話がありました。そういうことのないようにと。もし事故があったときに保険関係も難しいですからねというふうな話でお願いをしておったんですが、そういうことはもうないですか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 あるかないかはちょっとお答えは難しいんですけども、そういうことも含めて、またシルバー人材センターのほうにはお伝えはしたいと思えます。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 昨年も同じような答弁でございましたので、極力事務局のほうで事故のときに困りますからということでお伝えを願いたいと思えます。

続きまして、同じ説明書で5ページですね。この出会いサポートなんですが、このことも昨年お話をさせていただきました。200万円の予算があって、今回につきましては6件ですか。成婚率というふうな形でなっております。これは非常に数も上がっておるんじゃないかと思うんですが、相談件数が539件あって、そのうちのいわゆる6件ということなんで、なかなかこういう話は難しいと思うんですが、イベントの数が15回というふうに出ておるんですが、このイベント、こちらのほうの交流イベントは3回ですけど、ほかにどういうふうなことをされておるんですか。

秋田委員長 社会福祉課長。長尾課長。

長尾社会福祉課長 そこに相談件数539件、またこのうちの紹介が159件とかがありました。その中で成立したのが6件という意味でございますが、この事業につきましては、御存じのように社会福祉協議会に委託している事業であります。

交流イベントの回数でございますが、イベントにつきましては3回実施しております。これの参加人数につきましても97名となっております、そのうちカップル

が成立したのが15組というふうな内容であります。

以上です。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 交流イベントは3回ですけど、これ15回というふうになってるので、ほかにどういうふうなイベントをされましたかという質問なんやけど。

秋田委員長 当局。長尾課長。

長尾社会福祉課長 お答えいたします。

そこに平成25年度の15という数字につきましては、イベントでカップルができた数という意味でありまして、イベントの数ではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 いわゆるちょっと話があったからデートしましたというふうにとらえたらいいわけやね。できれば、テレビ等なんかでああいうふうにいるんな50人ずつぐらい寄せてやってる、番組でよく見るんですが、ああいうことも考えていただいて、少し予算もかかるかと思うんですが、宍粟をPRするにも非常にいいんじゃないかと思っておりますので、いろいろ商工会の青年部の皆さんに協力していただくとか、そういうことでやっていただきたいなと思うんですけれども、いかがですか。

秋田委員長 長尾課長。

長尾社会福祉課長 おっしゃるとおり、全国的にもテレビで放映されている、そういうイベントもございます。

実は、御存じかと思うんですけれども、姫路のほうで周辺の市町村にも参加いただいて、ちょっと事業名忘れましたが、そういう事業が始まろうとしております。その中でもこういう出会い的な事業もございまして、それにも参加すべく、今、検討しております。まだ決定ではございませんが、そのようなほうにも積極的に参加していきたいと、このように思っております。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 その姫路のほうに参加されるのもいいですけれども、独自で、宍粟市独自で考えていただきたいなと思っております。

続きまして、40ページの鷹巣の診療所について、ちょっとこれお聞きしたいんですが、4週に1回ということで、木曜日1時から先生が来られておるというふうに、これ書いてあるんですが、大体月1回というふうな感覚じゃないかと思うんですが、この13人というのは、これは別に、同じ人が来るんじゃないしに、全然別個の人が来

られるということですか。

秋田委員長 千種診療所事務長。長田事務長。

長田千種診療所事務長 失礼します。

同じ人が、大体もう慢性的な状態の人が来られるということで、以前は4、5名あったんですが、最近は1名が来られるというふうな状況です。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 ということは、もう1年間トータルしたら28日で4週ですからね。ちょうど13回来られたということで13人ということなんですか。

秋田委員長 長田事務長。

長田千種診療所事務長 実質は2名の方なんですけれども、その方が13回来られたということになっております。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 その方のことを詳しく聞いて答弁がしにくかったらそれでいいんですが、4週間ずっと待たれて、ほかの病院は全然通院はされてないんですね。

秋田委員長 長田事務長。

長田千種診療所事務長 千種診療所にもかかれております。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 なくせとは言わんのですけれども、そういうふうにして千種から来られる、そして千種のほうも行かれる、たまたま4週間の間に1回は千種のほうへ行かなくてもここにおったら診てくれるわというふうなやり方ですよ。この人数でしたらね。これは、なくしたら非常に不安なという考えがあるかと思うんですが、その患者さんと医療のほうの関係者と、いやもう週に、この人でしたら必ず週に1回ぐらいはその治療に行かれると思うのでね。そういう話し合いとかそういうことはできないわけなんやね。

秋田委員長 長田事務長。

長田千種診療所事務長 病状のことは当然、具体的に鷹巣診療所でいろんな機器があるわけではありません。状況に応じまして千種のほうでの診療も行います。そうした中で、千種へ来なさいと、その方に言うべきかどうかは、そのドクターの判断もあたりしめて難しいところがあるかと思いますが、ただその鷹巣診療所の存続ということをおっしゃってるのかなとも思ったりもするんですが、それはまた今後検討課題かなと思ったりしております。

秋田委員長 小林委員。

小林委員 この4週間、ずっと待って、もうその1月に1回治療してもらおう、もうその下までも行かれんから近くがいいんやということでしたら、これはもう絶対に置いとかないかん話なんですけど、恐らく4週間の間に、いわゆる先生のほうへ、こちらから足を向けて出られておるんじゃないかというふうに思うんですね。今、それは質問したら、千種の診療所のほうに出向かれておるといふうなことを聞きましたのでね。同じ方でしたら、ちょっと検討する課題じゃないかなというふうに思ったので、そういう質問をさせていただきました。また検討してください。終わります。

秋田委員長 ほかの委員の方、ございますか。質疑。

ありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 決算委員会資料の45ページの介護認定の関係について、伺いたいんですけども、これいろいろ認定の審査をされる方の報酬であるとか、その調査費用の決算に関する報告の中に、その介護認定の新規更新、区分変更というのがあるんですけども、新規というのはこれは新たに認定された方だと思うんですけども、更新というのは同じ区分で再度ということだと思うんですけども、区分変更というのが恐らく支援、要支援1から2にいったとか、2から介護1にいったとかということ、逆もあるかと思うんですけども、これの特に区分変更の部分で、重篤化というんですか、1段、この表でいったら右にいった人と左にいった人というのはどういう関係があるか、この304人の中にどのように含まれているかというのは、何か把握されていますか。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 今、この手元には把握した資料等はありません。

介護度が上がったとか、下がったとかいったところの統計については、担当のほうにちょっと聞いてみますので、今、この時点ではお答えができない状況です。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そのデータは当然、とればあるのはあるというふうに考えてよろしいんでしょうかね。

秋田委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 もちろん区分変更、1人ずつのデータがございますので、とれないことはないと思っております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい。しつこいようですが、とれないことはないということは、また何か集計しなければという、そういった作業が発生するということですか。

秋田委員長 当局。福山課長。

福山障害福祉課長 恐らく特に分析した資料はないと思います。1人ずつこの304人分のデータを見ていく中で分析していくという方法しかないのかなと思っております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどその認定率をどうするかという目標値、当然、全体としてだと思っただけですけども、あると思っただけですけども、恐らく今、そういった福祉というか、こういったところが財産を圧迫しているという全体的な問題として、どうしてもやっぱりこの表でいったら、より左にどんどんいっていただくというか、自立のほうに方向性を模索しなければならないでしょうし、もう移行、右にいかないよというのもあると思うので、そのあたり詳細に分析していただいて、それはある意味、いろんな要望とかの成果であると思いますので、一個別の事業のダイレクトな成果かということ、それはちょっと難しいと思っただけですけども、トータルそういった福祉政策の一つの成果を見る指標だと思うので、ぜひとも、手間かと思っただけですけども、ぜひ集計いただいて、やっぱり進行している方が多いなとか、いやそれとも左に移行している人もいるなというような分析をいただいて、対応をしていただければと思います。

もう1個伺いますんですけども、成果説明書でいったら67ページの健診の関係ですね。これ、上の段でいったらその健診の最初の当初予算というか、予算の計上の仕方からいくと、この3,300人が受診するという意味での予算計上で、それで実際には3,218人で97.5%ということかと思っただけですけども、これはできればというか、やっぱりこれ目的のところに書いてあるとおり、当然健康増進、いろいろなチェックを定期的にするということで自覚を促すという部分もありますし、あとはともに医療費を抑制しという部分があって、こういったことのいろんな施策のトータルが、医療費が落ちていくというところに反映していくと思っただけですけども、これ40%前後で例年推移しているというふうに、というところからの予算だと思っただけですけども、これ実際にはどれくらい受診が理想なんだろうかな。実績だけでいいのか、それともいやいやもっと受けてもらわないとという方向性があるのか、そのあたりちょっと予算立ての部分で伺いたいんですけど。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 特定健診につきましては、国保担当課と健康増進課のほうで特定健診等の計画というのを策定しております。これは市独自の計画ではありますが、基本的には国が示した年度であったり、目標値に宍粟市がどうやって対応するかという決めた計画がございます。平成25年度から平成29年度までの計画で、今、第二次の計画で事業を実施しております。平成25年度につきましては、国の目標が40%です。国保加入者40歳から74歳までの方の40%が国の目標です。平成26年度は45%。5%ずつ伸ばして、平成29年度に60%というのが国の目標になっておりまして、宍粟市の計画もそのようにしております。ですが、40%は国の目標のところでは達成はしておるんですけども、あと1年に5%ずつ伸ばすというところで、今、なかなか成果を上げられずに、いろんな工夫はしておるんですけども、40%で推移している状況です。

秋田委員長 会議の時間が経過しております。あとまだ発言、まだの委員おられましたら。

林委員。

林委員 いろいろな機会に、今、行政のほうから宍粟市、高齢化やというて言われるんですけども、高齢化については行政のほうでそれをとめるということはちょっと無理だろうと思うんですけども、少子化については行政がいろんな策を講じれば、かなり改善されるだろうと思うんです。

そこでちょっとお尋ねするんですけども、先ほども出会いサポートの関係、質問ありましたけれども、少子化を改善するには、もう子どもを産んでもらわんとあかんということと、子どもがある人に宍粟市へ転居して移ってもらうしか方法がないと思うんです。それでまず、それらの対策をもっと力を入れてやってもらわんとあかんと思うんです。

それで、資料の5ページに大々的に少子化対策事業費って書いてますけれども、これ800万円足らずです。ほかにも少子化対策の事業費あるんですけども、まず子どもを産んでもらう方策を考えんとあかんだらうと思うんです。そのために出会いサポート事業、そういう結婚してもらうきっかけをつくろうということでされておると思うんですけども、去年よりは4組成婚されてますけれども、このうち2組が宍粟市外に居住している人です。その点、宍粟市にはちょっと恩恵がないのかなと思ったりもするんです。まず私の周りにも適齢期になった人が結婚しないでたくさんおります。まず、何で結婚せんのかというところから、まず掘り下げるべきじゃないかと思うんです。何人市内に結婚してない人がいるのか。まずそこから

洗い出して、それに対応する対策をとるべきだと思うんです。この出会いサポート事業やってますよと、去年も言いましたけれども、社協に丸投げです。こういう事業やってますよというだけで、これでは効果が上がらるので、もっと考えるべきだと思います。

それから、市外から子どもがある人、家庭、それに転居してもらおうと思ったら、もっと子育てしやすい方策を、他と違った方策を考えるとかということも、もっと本気で考えんと、少子化を改善することはできんだろうと思うんです。なので、この成果は上がってますけれども、もっと本気で行政が考えれば、少子化は改善されると思うんですけれども、部長、どうですか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 委員おっしゃるとおりでございます。要は、私たち行政も少子化対策ということで、まず結婚していただく、そして子どもを産んでいただく、その子どもを産んでいただくにも安心して産める環境をつくっていただくということでいろんな取り組みをしております。今現在の少子化対策の計画上、いわゆる児童手当であるとか、保育所、幼稚園の経費も含めまして、それから産業部等々の企業誘致の関係も含めると、総事業費で言いますと、少子化対策の推進計画上で、平成25年度決算ベースで約37億円を使っております。ただ、結果としてどうだったかというのは、いろいろ評価が分かれるところでもありますので、引き続き少子化対策をやるということ、まず出会いにつきましてもいろんな小林委員のほうからも提案もいただいておりますので、どういうイベントをするのか、やっぱり出会いの部分についても、これも県もいろいろ事業取り組んでおりますので、そんなこともタイアップするとか、いろんな方法があるかと思えます。

それと、健康福祉部以外の所管ではありますけれども、いわゆる住宅地の分譲であるとか、子育て世帯の住宅地の分譲に補助をするとか、それから市外から宍粟市のほうへ転入していただいた方の住宅取得についての助成をする制度とか、いろんなものも制度は持っております。今後ともPRもしながら、宍粟市のよさもPRしながら取り組んでいく必要があると思っております。

それと、去年ですか、宍粟市内で今、独身の方が男女それぞれ年代別にどれだけおられるのかということも調査をしました。そういう方々にどういうふうな、年代別にどういうふうなアプローチをしていったらいいのかということも、議論はしているんですけれども、それぞれなかなかそれが現状は事業に結びついてはおりません。一つは出会いサポートという事業で1本でいってますので、今後いろいろ御提案を

いただいておりますように、いろんな取り組みができるところから順次取り組みをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

秋田委員長 林委員。

林委員 少子化対策については、もう8年ぐらい、本気で市が取り組みかけて8年ぐらいたつと思うんです。だけど、今言われたような対策をしてきたけれども、効果がないということなんです。ですから、ほか、そういう子どもがふえたりしているところ、ほかの自治体、テレビなんかでよく放送しています。もっと思い切った対策をとらんと、やっぱり子どもを産んだり、またそこへ移り住んできたりしてくれんと思うんです。宍粟市の対策はよそもやってるので、同じようなことをしましょうか、こういうこともやっていますよという対策で、ほんまに本気で少子化を改善しようという意気込みというんですか、それが見えてないと思うんです。だからもっと大胆な施策を打ち出すべきじゃないかと思います。

それから、結婚してない人が何人おるかということ进行调查しても、そのうちにもう私は結婚しませんという人もあるだろうと思うんです。やっぱり結婚を望んでおる人が何人おって、それでその人が何で結婚できないかという問題も含めて、やっぱりもっと本気で取り組んで対策をするべきだと思うんですが、どうですか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 それぞれお一人お一人の事情もありますので、行政が踏み込められないエリアもございますので、我々が関与できる範囲の中での取り組みはしていきたいなと。ただ、今おっしゃるとおり、これまで少子化対策、少子化対策ということでいろんな事業を取り組んできました。また平成26年度は、企業誘致の関係の条例も拡大する中で、全体的な取り組みを行っていきましても、結果は今後どうなるかというところで、思い切った施策も必要だということも重々承知をしております。どこまでできるのか、どれができるのか、どれが効果的なのかもいろいろ検討していかなければなりませんので、今後もまたいろいろ御提案いただく中で、行政のほうもいろんな選択をしながら、進めていきたいなと思います。きょうの回答はこういう内容で御勘弁いただけたらと思います。

秋田委員長 林委員。

林委員 それは終わります。

次、続けてよろしいですか。

自殺予防の関係なんですけれども、中野課長ばかり言うんですけれども、去年

質問したと思うんですけれども、ことしの成果では、自殺対策連絡協議会というんですか、それをつくって、組織つくってますよという資料が出ています。それでちょっとお尋ねするんですけれども、宍粟市、西播地方の中でも昔から自殺が多い地方だったんですけれども、今でもその状態というんですか、それには変わりはないんですか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 宍粟市、自殺の率が多いのは継続しております。平成23年、24年ぐらいに少し減少傾向にあったんですけれども、平成25年度にまた少し数がふえておりまして、自殺対策については、なかなか難しい課題がたくさんあるんですけれども、今のところは県のたつの健康福祉事務所の支援を得まして、自殺された方の状況の分析であるとか、ブリーフケア、遺族の方のかかわりをどうしたらいいとか、そのような研修を重ねたり、実際にそういう相談、対応もしております。

秋田委員長 林委員。

林委員 あんまり詳しいことはよろしいです。ここの資料の27ページに自殺予防の関係で、特にアルコール相談が中心みたいな格好になっているんですけれども、これはずっと昔から継続されてやっておられるだろうと思うんです。ですから、自殺されるのはアルコールもあるだろうと思うんですけれども、やっぱり生活の問題とか金銭の問題とか、健康の問題とかがあって、最終的に鬱になられて自殺されると思うんです。ですから、ここに民生委員さん、入っておられますけれども、民生委員さんがその地域の住まわれている人のことについてはかなりよく知っておられると思うんです。ですから、民生委員さんと県さんともっとタイアップして、そういう人があれば相談、相談に来い言うたって、絶対そういう人は来られるので、こちらからいってどうですかとかいうかかわり合いを持って予防していく必要があると思うんですけれども、そういうことを去年、中野課長にちょっと言うたと思うんですけれども、どうですか。

秋田委員長 中野課長。

中野健康増進課長 自殺予防に関しては、ここにも、27ページにも書かせていただいています。ここ、アルコール関連の実績を書いておりますが、アルコールの問題と、鬱と自殺というのは、関係し合っているということで、多くの課題があります。それで、個別の相談というのはもう随時入っておりますので、訪問したり、来ていただいたり、また多くの場合はそのまま、なかなか御自身で精神科の治療につながっていない方がたくさんありますので、精神科のほうの専門の先生に相談された

り、それからそういう医療機関を御紹介するような形で、随時そういう事業は取り組んでおります。それは今後も継続していく予定にしております。

秋田委員長 林委員。

林委員 しーたん放送で自殺予防週間ですとか流されてますし、チラシが配られたり、ここにのぼり立ててますというようなことをされていますけれども、それでは自殺予防の効果は上がらんだろうと思うんです。もっと成果のある事業を考えていて、どうせそういう自殺予防を考えるなら、もっと効果のある事業をしてほしいなと思います。

部長、どうですか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 しーたん放送で流させていただいている自殺予防週間というのは一つの動機づけという意味合いでさせていただいております。当然、それが一つのきっかけとなって、当然本人さんはなかなか相談がしにくいだろうと思いますけれども、御家族の方、あるいは周りの方、ひいては近隣民生委員さんであるとか、いろんな方々がこういう方々がおられますということの情報を1本入れていただきましたら、またお電話1本いただけましたら、当然保健師のほうも家庭訪問等々も対応していきますので、そんな取り組みを地道にやっていかざるを得ないかなと思っています。

ですから、要はいかにそれが相談に結びつけていけるかが、私どもの大きな課題でありますので、それに向かったの対応は、日々ちょっと検討は進めていきたいと思っています。

以上です。

秋田委員長 高山委員。

高山委員 私は、担当でございますので、これといったところをお聞きするわけではないんですけれども、少し確認をしておきたいと思っています。

先ほど、小林委員のほうから、千種鷹巣診療所について質問がございました。そのときに、千種診療所事務長が検討しますということをおっしゃいましたんですけれども、検討しますということは、どういった検討をされるのか、お聞きしたいと思っています。

秋田委員長 千種診療所、長田事務長。

長田千種診療所事務長 検討課題だとは思っておるのは、私は事務長なんですけれども、ドクターもかわられたということもありまして、そのあたりのことも課題と

いう思いも持ったりはしております。

あと、地域の方にも受診者の状況、この年間10何人というふうなことは地元の方にも伝えてはいるんですけども、やはり個人さんの受診状況ということが直接的な原因かなとも思ったりしておりますし、以前は5、6人の方が受けていただいていたもので、年間にしましたら回数も多かったということがあります。そうした中で、今、現状は1人、2人かもしれませんがけれども、当然将来的にはもっとふえる可能性もありますし、いろんな要素があろうかと思えます。診療所としてはやはり検討課題として持っておくべきかなと思っております。

秋田委員長 高山委員。

高山委員 続けて。もちろんそうなんだろうと思うんです。地域の方々、いろいろと思っておられるだろうと思うんですけども、やはり安全安心の面、やっぱり地域の方々そこに診療所があることによって、安心感というものが与えられるということが大事かなと思うんですけども、もちろんあそこに診療所がなぜあったかという、さかのぼって考えれば、いろいろな地域の方々の思いがあったらと思うんですけども、あそこは公共交通がなかったということで、鷹巣の診療所、大いに受診をされておった経緯もございまして、受診者1人ということで診療収入も少のうございまして、それにかかる経費、大変1,000万円近く、当然のことながら要るんですけども、やはり今まであったものを廃止するという方向でなくて、それは少し延ばしていただいて、十分検討をしていただきたいと。検討はそういった意味の検討をしていただきたいということでございまして。

秋田委員長 千種診療所事務長。長田事務長。

長田千種診療所事務長 申しわけありません。言葉足らずかもしれませんが、課題としては、検討課題としては持っておると思っております。

秋田委員長 ありませんか。高山委員。

高山委員 地域の方々の要望等、意見等、十分に聞いた上で考えていただきたいと思えます。

以上です。

秋田委員長 ほかに。

岡前委員。

岡前委員 生活保護の関係でお聞きしたいんですけども、配布された資料のまず6ページの中で、返還金というのが212万円と徴収金が46万円というのがあるんですけども、これの中身はどんな内容ですか。

秋田委員長 長尾課長。

長尾社会福祉課長 これは法律の63条、または77条に係る部分でございますけれども、一件大きなものがあつたりするわけなんですけれども、要は生活保護といいますが、現に保護を必要とする方を保護するというような格好で、いろいろな調査をした結果、そのような保護に至っているわけでありませう。

例えばその後、いろいろな指導をする中で、年金受給権利がある方が年金を受給されていなかったり、またほかの資産等の収入があつた場合に、こちらのほうに報告していただくようなことになっておるんですけれども、その辺のことが後でわかつた場合にそういう返還を求めることになっております。その部分につきまして、このような金額が現在残っておりまして、定期的に計画をしましてお返しいただいております。おるところなんですけれども、現在、平成25年度の決算ではこのような状況になっております。

秋田委員長 当局、続けて。もう発言終わりましたか。

志水次長。

志水健康福祉部次長 個々のケース、私もちょっと手元に今、資料がないんですけれども、ケースとして去年発生したのは、例えば生活保護を受給されていて、障害年金等の受給権が発生するケースがございます。それをケースワーカーがかわりに申請書をつくって申請すると。そして認可になりますと、5年間遡及してもらえようになるんです。障害年金の場合ですと1年間に大体30万円、40万円近い金額が出ますので、5年遡及しますと五四200万円とか、非常に大きなお金になります。これは本人さんが別に隠しておつたお金ではございませんので、法63条返還金という形で処理しまして、一括して市へ納めていただくというケースがございます。

それから、78条というのは徴収金でございます。先ほど課長が言いましたように、調査の結果とか、不正に受給、例えば母子家庭だつたんだけれども不正に結婚、事実婚されておつて、不正に生活保護費をもらわれておつたというようなケースで、これはさかのぼつて支給した保護費を返してくださいねといったようなケースがございます。それはもちろん徴収という形での、ちょっと同じお金を納めていただくんですけれども、納めていただく内容の様子によって微妙にちょっと違ってきますので、そういったお金を収入受けております。もちろん中には、もう使ってしまつてないんやというようなケースがございますので、分納誓約書というのを書いていただいて、保護費の支給時に2万円、3万円ずつ返していただくというような約束書を書いて、計画的に納めていただいております。

以上でございます。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 それと、同じ資料の6ページの下のところでは気になったのが、生活保護の却下件数というところの理由で、判定に必要な書類を提出しないというのが主な理由として上げられておるんですけれども、その生活保護に関してはかなりたくさんいろいろな提出資料があったりとか、そちらのほうで独自に調査、資産なんかは調査をされると思うんですけれども、これに主な理由というのが書いてあるということは、どういう意味があるのか、その担当者のほうから丁寧に提出、これこれこういう資料をこういうふうに書いて提出してくださいよということを言っても提出がなかった、そのいわゆる本人の取り下げとその却下の違いですね。そこら辺、何か紙一重だと思うんですけれども。

秋田委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 このケースに関しましては、営業されておったケースなんです。営業されていたけれども非常に収入が減ってきたということで、それじゃその過去3カ月平均を見るんですけれども、3カ月平均の営業所得の申告書をくださいよという指導をしました。再々督促もさせていただきました。でも、どうしても書類を出していただけないと。となると、収入の、最低生活費から収入を引いたその生活保護の要否判定ができないということで、それについても再度、たびたび本人さんに要請したんですけれども、それでも出していただけないということで、本来生活保護申請が出ますと、14日以内ということが決定しておりますが、そういう預貯金調査等でおくれる場合は30日以内まで延ばすことができる。その30日も過ぎてしまいましたので、やむを得ず却下という形の決定を打ちました。

参考までに、その後、その方、再度申請していただきまして、所定の手続をしていただいて要保護という形になりました。

以上です。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 最後になりますけれども、決算書の164ページの生活保護扶助費の中で、予備費から655万2,000円流用されているんですけれども、生活保護費については、それぞれ国や県、市、それぞれの持ち分があって、持たれておると思うんですけれども、この予備費を充てなければならなかった理由というのは何かあるんですか。

秋田委員長 健康福祉部、志水次長。

志水健康福祉部次長 済みません。去年は生活保護費の扶助費が非常に高度な医療

を必要とされた方等が発生しまして、9月に一度補正しまして、12月でしたかにも補正をさせていただいたんです。その後、12月以降の補正、3月になるんですけども、3月の補正前に国保連、社保から請求書がくるわけなんです。毎月3月の10日前後ぐらいに請求書がきます。非常に予想して、12月補正で予想していた金額よりもこの流用額程度が不足してきまして、やむを得ずその予備費充当という形での対応をさせていただきました。本来ならば3月補正でかけたかったところなんですけれども、時期が非常にずれた、早くなって、早く支払わなければというところがございます、財政と協議した上で予備費充当させていただきました。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 こういうケースの場合、先ほども言ったように、国、県、市とそれぞれ持つ割合があると思うんですけども、今の話で言うと、何か全額もう市の負担になって、精算をしないというふうな格好にも聞こえるんですけども、それは次年度で精算されるとか、そういうふうになってるんですか。

秋田委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 そうですね。福祉の非常に児童手当とか生活保護とか、公的扶助のシステムは翌年度精算という形になりますので、今年度、平成26年度の9月補正において、補正が必要な部分は計上させていただいておりますし、十分後で、例えば逆に過大にいただいております場合は返還という形で精算をさせていただいております。

以上です。

秋田委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

西本副委員長 先ほどの生活保護のところなんですけれども、いただいた資料の7ページの一番上の表、表3ですね。いろいろ区分が書いてあるんですけども、高齢者、母子、傷病云々書いている、その他という部分がございますけれども、これ、書いているもの以外だとは思うんですけども、この平成25年度はふえてきているという世帯がたくさんあるんですけども、この理由というか、状況というか、どういった状況があるんですかね。

秋田委員長 長尾課長。

長尾社会福祉課長 冒頭の部長からの話もありましたように、生活保護世帯がふえているというふうな話がありました。その中で、高齢者世帯はこれはもう高齢者がふえている関係かと思いますが、高齢者世帯の保護者とか、それと就労によって仕

事がなくなられた方に関係するものやら、また離婚に関係するものやら、その辺の社会情勢の中で生活に困られる方がかなりふえているような感じが受けられます。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 端的に言いますと、その他世帯というのは、副委員長おっしゃるとおり、その高齢とか母子、障害を除いた世帯ということで、いわゆる冒頭言いましたように、社会経済情勢も反映して、稼働年齢、働ける年齢の方を含めた世帯も急増しているという状況です。

以上です。

秋田委員長 続けて、西本副委員長。

西本副委員長 ということは、その社会情勢による増加ということだけですか。

秋田委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 特に内容的には、会社の倒産、あるいは解雇、人員整理等々の状況もこの中にはケースとしてございました。

秋田委員長 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

秋田委員長 質疑なしと認めます。

これにて、健康福祉部の審査を終了いたします。

午後は13時より、穴栗総合病院の審査に入ります。

これにて、休憩に入ります。

終わります。当局の皆さん、御苦労さんでした。

午前 11時58分休憩

午後 1時00分再開

秋田委員長 それでは、午後、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

午後は穴栗総合病院の審査であります。

なお、会議に先立ちまして二、三、御連絡を申し上げます。

質疑の際、資料等の場所、ページ等、指摘の上でお願いします。

なお、発言につきましては、委員、当局の職員ともに発言の際、挙手の上、「委員長」と声をかけてください。後ろからでありますので、ちょっと氏名等が見えづらいでございますので、挙手の上で、「委員長」と声をかけてください。指名の後、マイクの赤ランプの点灯を確認の上で、発言をお願いします。

なお、マイクは録音の都合上、倒さずに自分の顔のほうにマイクの中央部分、網

目の部分を自分の顔のほうに向けて発言をお願いいたします。

それでは、当局から説明を受けたいと思います。

当局。広本部長。

広本総合病院事務部長 失礼します。

まず、私のほうから、平成25年度の全体的な、総括的なお話をさせていただきたいんですが、非常に申しわけありません。1点、資料の訂正をお願いしたいんですが、次長のほうから申し上げますので、よろしく申し上げます。

秋田委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 失礼いたします。

主要施策に係る成果説明書、ページが136ページになります。136ページの下の段、医療機器整備事業に係ります一番下の事業効果、事業の評価等という欄のところでございます。更新機器、無影灯、電子カルテハード機器、それから多用途透析用監視装置等のその横の数字、1億8,666万2,700円になっております。この数字を1億5,867万6,525円に訂正をお願いいたします。済みません。よろしくお願い申し上げます。

秋田委員長 続けて説明。当局。広本部長。

広本総合病院事務部長 それでは、お手元の資料、決算書の226ページのところに概要等書かせていただいておりますが、少しその内容を踏まえながら御説明をさせていただきたいと思います。

公立穴栗総合病院は、地域医療を担うための、この地域に一つしかない基幹病院であります。地域から求められている必要な医療を提供して、住民の安全安心を担う責任があります。さらに、健全な経営も求められています。

しかしながら、地方における医師、看護師不足は依然として解消をされていない状態になっております。限られた人的資源で地域医療の確保に取り組んでいますが、平成25年度はさらに厳しい年になりました。

具体的には、平成25年4月から、基幹型の臨床研修病院の初期研修医を1名受け入れました。そして、常勤医師20名でスタートをしましたが、4月中旬に小児科の前田主任部長が入院をされました。復帰後も自動車の運転許可が出ないなど、体調管理が必要な勤務となりました。そういうふうなことから、やはり医師の負担も軽減せんとあかんというふうなこともございました。従来しておりました午後の一般外来、午前も午後も外来していただいていたんですが、午後の一般外来を取りやめて、特に子どもの重篤な患者の診察、それから今まででしたら姫路の日赤等に送

っておりました患者さん、そういう患者さんでもできるだけ入院治療をやるという方向、それから、産科の手術、それから予防接種、そういうような業務に、午後はシフトをするというようなところで、方向転換をさせていただきました。

それから、6月末には整形外科の小野部長が退職をされました。常勤の先生1人だけだったんですが、その退職によりまして、外来診療が非常勤医師による週1回、そして2週間に1回の隔週診療、もう1名の先生には2週間に一遍の隔週診療というような形で、手術、入院が一切できなくなった、そういうような状態になりました。

また、12月末には産婦人科の木下副部長が退職をされました。それ以降、外来診療にも非常にちょっと支障も出たわけなんですけど、また1月中旬には泌尿器科の小山部長が入院をされました。2カ月間ほど入院をされたんですが、その間、泌尿器科の手術、たくさん患者さんがあるんですが、手術もできない、そういうふうな状況でございました。

結果として、平成26年3月末には常勤医師が2名減って18名となり、平均52歳という医師の高齢化、そういう中での医師への負担、また1人診療科の課題を非常に痛感した年になったという状況でございました。

しかしながら、平成26年度に向けて医師確保には一定の成果がございました。平成26年度から常勤の内科医が2名、産婦人科医が1名、基幹型の初期研修医2名の就任が決まり、常勤医師が23名となりました。また、非常勤の整形外科医2名、皮膚科医1名も招集することができました。特に整形外科は大阪医科大学からの派遣でございます。一部手術も可能となりました。今後、また常勤医師の派遣に向けて足がかりができたというふうに考えております。

医師の奨学金についてでありますけど、平成24年度より1名貸与してありますが、3月末に3名の申し込みがございました。平成26年度より4名の貸し付けとなりました。また、看護師の奨学金についてでありますけど、平成25年度4月より4名貸し付けをし、累計で10名に貸し付けをしていますが、3月末に6名、4月以降に4名、計10名の申し込みがございました。平成26年度より20名の貸し付けとなりました。将来に向けた医師、看護師の確保に明るい兆しが見えてきたと感じております。

設備投資についてでございますけど、電子カルテの更新、超音波画像診断装置であるとか、手術室の无影灯などの老朽化や故障した機器の更新をしました。さらに、医師、看護師等の働きやすい職場環境づくりとして、24時間対応の院内託児所を整備をしました。

次に患者数と経理状況でございますが、入院患者数は1日平均136人の4万9,454人で、昨年と比較して29名の減となりました。病床利用率は昨年同様の66.1%になりました。産婦人科と外科で2,973人ふえたものの、整形外科、小児科、泌尿器科、内科、放射線科で3,002人の減となっております。外来患者数は1日平均380人の9万2,675人で、昨年と比較して9,291人の減となりました。特に、先ほど言いましたように整形外科、小児科、泌尿器科、それから産婦人科の減が大きな原因となっております。分娩件数は414件で、昨年より5件減となっております。

病院事業収益についてでございますが、医業収益は入院収益で4,181万6,000円ふえたものの、外来収益が5,912万8,000円減ったということで、昨年より836万円の減となりました。医業外収益が昨年より2,854万4,000円の増となって、トータル、病院事業収益は昨年より2,018万4,000円の増の33億922万3,000円となりました。

病院事業費用についてであります。医業費用の経費として、光熱水費であるとか委託料、県の養成医師の負担金等々の増額によりまして、昨年より4,771万2,000円ふえました。トータルで37億2,035万8,000円となりました。結果、純損益は昨年より2,752万8,000円ふえ、4億1,113万5,000円となり、内部の留保資金2億5,556万7,000円を取り崩し、補填をしました。3月末の内部留保資金は2億2,779万2,000円となっております。

以上、概要を説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

秋田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑を受けます。

資料指摘の上、お願いをいたします。どなたか。

鈴木委員。

鈴木委員 お願いします。

平成24年度決算のときに、私、決算認定しないということの一番の要因は、この病院の医業収益事業、成果報告書136ページ上段の部分なんですけれども、恐らくというか、平成24年度からの推移を考えたときに、病床利用率は横ばい、ただ外来の人数が減っているということで、あといただいた資料の2ページの上の段、資金の関係なんですけれども、これ、下段のほうの純利益というの数字になるんですけど、これは単年度毎年これだけの損失が出ていて、それ自体も平成24年度と比較すると膨らんでいる、当然、内部留保の資金も平成17年の合併時にこれは16億になるのかな、16億円あったものがもう2億3,000万円ぐらいになってしまっていると。当然、原因分析もされて対応を考えられているとは思いますが、一つその点でお

伺いたいのは、これまでの答弁の中でも、お医者さんの確保とか、医療スタッフの確保の問題が結構大きいというふうに聞いているんですけども、実際に、この前議会報告会でも言われたんですけども、お医者さんの学閥というところが何か影響しているのではないかという話で、僕自身も兵庫の病院でありながら大阪医科大からの派遣を受け入れているということで、そのあたり、何かおかしいというか、問題があると思うんですけども、何かその分析とかというのは、病院側では行われているのでしょうか。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 当初、私とこの病院は神戸大学の病院ということで、従来から全て神戸大学から医師を派遣をしていただいております。ただ、医師の臨床研修制度によって、医師が大学病院に残らなくなったという大きなそもそもの原因があるわけなんです。そういうことによって、医師が大学病院にもいないというところで、神戸大学に行っても医師がいないから派遣できないと、今まで送っていた医師は大学病院が少なくなったから引き上げますよということがそもそもの原因なんです。ですから、平成16年ぐらいまで、整形については24人から25人の先生がいらっしたんですが、それが全て引き上げられたという中で、何とか1名送っていただいたという状況の中で今までずっときているわけなんです。ですから、それ以外の診療科も全て一緒なんです。内科についても10人ぐらい先生いらっしたんです。ただ、今来ておられる先生は、それ以降にいろんなところから来ていただいたりとかということで、大学自体のそういう送るシステム自体がもう崩壊してしまっているということの中で、産婦人科については大阪医科大学から産婦人科の先生が来ていただいたと、今もその系列で来ていただいているということで、3名になっているわけなんです。それから、整形外科についても、再々神戸大学へ行って、先生、教授に会ってほしいんやということもお願いもしたんですが、やはりその地方のところの医師の話では、送れないということを言われて、そういう中で、この間、兵庫医科大学のほうの、兵庫県にはもう一つありますのでね。そのほうにもお願いも行きました。ただ、そこへ行っても、非常に遠い、宍粟は遠いから、そっちへ行く希望者もないというようなことも言われました。そういう中で、もう何とかしないといけないという中で、大阪医科大学にお願いしたと。それでやっと週3日ですが、2名の先生が来ていただいて、手術も毎週もう2件から3件、今していただいているので、入院患者も今、常に10人ぐらい入ってもらえるようになったと。今やっとそういうような状態になったということなんで、どこの病院も

一緒なんですね、今。ですから、例えば赤穂だったら、赤穂の市民病院でしたら一部、あそこは京都大学系ですけれども、一部神戸大学から来ていただいたり、それから滋賀大学から来ていただいたり、岡山大学とかね。いろんなところのとりあわせでやっておられると。ただ、うちもそういう形でやろうと、今現在する中で、いろんなところの先生、大学にもお願いしながら充実を図っていきたいというふうに考えて、行動もしているところでございます。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それも何度もいろんな質疑の中で、病院の経営状況とかそういったところに出てきているんですけれども、それが全国的な医学部の医師の派遣とかのシステムが変わったということであれば、どこもそのことで困っているはずなんですけれども、実際に赤穂には神戸からいらっしゃっているというのは多分事実としてあると思うんです。何が違うのか。逆にその慣例を破って大阪医科大との関係をつくっても、それは逆効果にはならないんですかね。ちょっとまず、実質ほかの地方の病院に、神戸大だったら神戸大から医師が行っているという事実。あとはそのシステム崩壊にあわせて、そういった、逆に言ったら学閥に合わせなくても、それはマイナス要因にならないのか、その2点、ちょっとお伺いしたいんですけど。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 どの病院もというのか、地方の病院、都市部の病院はそんなことが余りないのかもしれないのですが、特に地方の病院については、今までの送っていただいたシステムが崩壊したということで、例えば赤穂であっても、要するに京都大学のほうから医師も派遣できるシステムにならなくなったということやから、ほかからそういうふうに、ほかを頼らざるを得んということになったということなので、そのシステムというのは、そういう送ってもらえるようなシステムはあるんですけれども、現実には医師がいないと。大学にね。そやから、ほかのところをお願いせんとあかん。

ただ、それをお願いするには、当然私らも一緒なんですけど、その大学の教授のところをお願いして、この教授の了承というんですか、そういうことも十分とってお願いもしているわけなんで、それが可能であれば、可能な限りそういうふうな、例えばそういう可能性を残した中で動き方もするわけなんですけど、うちの病院でも今、内科でしたら消化器内科の先生とは、今つながりもずっとできておるんですけど、それ以外の、内科たくさんありますのでね。それ以外の内科についてはそういう医師も、その窓口も今は大学自体、医師も抱えてないんで、そういうシステムができて

いないと。外科については、今はきっちり送っていただいていると。一つ一つの診療科ごとに判断をして、そしてその診療科ごとの教授とコンタクトをとりながら、今現在はもう非常勤の先生を送ってもらうのも、全てその教授とコンタクトをとりながら送っていただいていると。ですから、今、来ていただいている非常勤の先生が正職に、数さえふれば正職に送ると言っている診療科もございますし、一つ一つ全て状況は違うということで御理解いただきたいですが。

秋田委員長 続けて、鈴木委員。

鈴木委員 それで、情勢は理解はしているんですけども、今後というか、今、医学部からお医者さんになる人がいるのはいるんですけども、多分開業されたりとかということが多くて、その状況は加速する。大学病院に残らないという状況は加速すると思うんです。ただ、こちらの対応としてお願いするというような感じで、そうやってもう状況とそれ以外の何か方策を打たない限り、この繰り返しになってきてしまうような気がするんですけども、何かそういった医師不足という、大学病院での医師不足というのはどんどん加速していく一方、こちらとしてはとにかくお願いをして回るという手法だけでは、いたちごっこというか、もう何も解決にならないといえますか、何かほかの方策としては手は打てるものなんでしょうか。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 従来、うちの病院も、地元の自分とこの病院で医師を育てるという取り組みが非常におくれておりました。というのが、新臨床研修、医師の研修制度ですね。新研修制度ができるときに、従来でしたら大学病院って全ての医者はそこで研修を受けなさいという制度だったんですが、それが都市部の大きな病院で受けてもいいという制度に変わって、そのときには、ある程度医師は大学にはいなくなるというようなことも想定できていたんですが、公立宍粟総合病院については、いやそういった医師は送っていただけだろうと、そういうふうな状況もあって、取り組みがおくれていたと。ですから、この平成23年に基幹型の臨床研修病院の認定を受けて、自分とこで医師を育てるといって、医師がいないんだったら自分とこで医師を育てるしかないということで、方向のかじをとらせていただいた。

それで今現在、医師の、初期研修医ですね、の募集もしたり、それから県の養成医師を派遣していただいたりする中で、今現在は2年間、3人の研修医が来ていただいている。それから、兵庫医科大学の2カ月から4カ月来てくれる短期の研修ですよね。そういう子が、今、ことしは8人、前年度は16人受けとったんですが、そういうふうにして、うちの病院を知っていただいて、そしてうちの病院で研修して

いただくと、そういう中で医師が、残ってくれる医師があったり、それから、一旦ほかの病院で専門医の資格をとって行って、再度帰ってくれるというシステム、今現在、たくさん医師が育ててふえている病院は、そういうような自分とこで育てた医師が帰ってきてついてくれていると。そういうことで、どこでもやってるんですね。ですから、うちは平成23年からやり始めて少しまだ時間かかりよるんですが、そういうふうにして研修医もふえてきだしたということなので、これは必ず、今おる先生と一緒に仕事をしたいということで、うちの病院を選んでくれているので、これは必ずつながるものだというふうに思っております。

それから、あとそれだけじゃなしに、地元の出身の医師ですね。そことも直接私もコンタクトをとっておりますし、それから医師の紹介会社とか、そういうところも来て、面談もさせていただいています。面談もしてるんですが、なかなかその1人の医師の紹介会社で来てくれる医師というのはなかなか個性もございまして、協調性がないとか、いろんなマイナス面もございまして、それが逆にいいのかなというふうなところもございまして、そういう部分も十分しながら、院長と面談しながら、医師について何とかふやそうというふうにしておりますので、必ず成果は出ると思います。

先ほどもちょっと言いましたように、奨学金のほうなんですけど、ことしこの3月ですね。1名は鳥取大学の子が、平成23年ぐらいに、24年だったかな、1名受けてくれておるんですが、平成23年度ですね。受けてくれてるんですが、ことしの3月に3人、奨学金受けてくれました。その3人というのは、1名は神戸、それからあと2名は大阪の子なんですね。ですから、大阪の子がうちの病院を調べて、奨学金をうちで受けたいと言うてくれました。それは兵庫医大、兵庫医大の子が1名と、それから藤田保健衛生大学とって愛知県にありますね。その子が2人ですね。それからもう1人は関西医科大学の子ということで、それでことし受けてくれた子は、この3月に貸し付けしたんですが、もう大学、6年生の子に貸し付けたんですね。もう来年の4月からうちの病院へ来てくれるということで、それでこの間も面談もしたんですが、このままうちの病院で専門医もとりたいということも言ってくれてますのでね。ですから、非常にちょっとうれしいかなと。

それから、ついこの間、東京大学の学生がうちの病院の見学に来てくれました。この子も大阪の子だったんですが、東京大学の子が何でうちの病院の見学に来るんや、たくさんたくさん物すごく優秀な子なんですよってましたが、やはり私は総合医療を目指したいと、総合医を探したいんで、病院をいろいろ探していたら、うち

のホームページを見て、こういうところだったら総合医の勉強ができるのかなということで、この間1日、丸一日、外科中心に中を見学してくれました。再度今度また内科を見に行きたいんやということ言うてまた帰ってくれたんですが、そういうふうに、やはり先生方も一生懸命取り組んでおられますので、そういう取り組みの中で、やはり医師を呼び込むには医師しかないんで、そういうつながりの中で今、つくろうとしておりますので、少し時間はかかっておりますが、これ以上悪くならないような形になるのかなということで、ここ、逆に私は皆さんにお願いしたいのは、ここ2、3年はやはり病院として非常にたくさんお金も使わせて、投資もさせていただいています、現在ね。ただ、何とか支援をお願いしたいと、何とか地域の人たちが診られる、将来に向けて診られるお医者さんがそろって、それで必要な医療ができるような形にはなるのかなというふうに思っております。特にお医者さんが平均年齢が、内科でも60歳を超えておりますので、そういうふうなところの若い医師も早急にやはり次々入れないと、今の先生がことし、先ほど言うたように、2人の先生が倒れられて、その後、神戸大学へ行って、臨時の先生がその間、外来はしていただいたんですが、やはりどうしても入院のところまでできないというようなこともございますので、そういう部分のところも、非常にことしは、辛い思いもしましたので、よろしくをお願いしたいと思います。

秋田委員長 ほかの委員、ありませんか。めぐりましたらまたいきますが、ほかの委員。

飯田委員。

飯田委員 その医師なり看護師なりの手当に苦慮されておるということで、成果説明書137の上段のこの院内託児所という部分を建設されたわけでありましてけれども、もう供用始まっておると思うんですけれども、今の現状、どういう状態でしょうか。

秋田委員長 宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 この4月からオープンをいたしまして、当初5名でスタートしております。毎月少しずつふえてきて、今、9月の状況としては8人がずっと、常時ということと、もう1名は一時ということ、合計9名の子どもたちが通ってくれております。そのうち2名につきましては、夜間保育といいますが、看護師の夜勤にあわせまして夜間保育も実施しているということ、そういうような状況で、おいおいふえてきているのかなということで。いろいろと先般も夕べの会とかいうようなこともありましたし、今後また運動会等も実施していく中で、徐々にもう内容も充実をさせていきたいなというふうに考えております。

以上のような状況です。

秋田委員長 飯田委員。

飯田委員 開所当初の予定では、祝祭日はないということやったんですけれども、今はされておるんですよ。

秋田委員長 挙手の上。

宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 当初はそういう予定でしたけれども、やっぱり勤務の実態に合わせまして、今はもう曜日関係なく、土日も含めまして、運営をしております。

秋田委員長 ほかに、委員の方、ありますか。

岡前委員。

岡前委員 資料で、平成25年度で未使用の内部留保資金が2億2,779万円ということで、平成26年度は資金的には回っていきそうなんですか。

秋田委員長 当局。広本部長。

広本総合病院事務部長 失礼します。

やはり運転をしていきますと、どうしても状況によっては4億円から5億円の運転資金が要ります。ですから、内部留保資金が2億円程度ということになると、やはり借り入れとして2億円から3億円は、常時借り、運転資金として借り受けんとあかんということもございますので、今も指定金融機関に借り入れもしながら運転をしております。

秋田委員長 岡前委員。

岡前委員 多分その運転資金が必要になるというだろうなということを思いよったんですけれども、今、金利が安いという中で、そういう答えられないとは思ってますけれども、市から直接借り入れをすれば、その分、利息を出してもまた返すというふうな、条例上はなっておるんですけれども、のほうは、そのいわゆる取引銀行よりは経費が少なくて済むかなという単純な考えを持つんですけれども、そのあたりの交渉はされてないですか。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 実は、水道会計のほうで一部そういう預貯金ですか、ございましたので、それを水道会計が、金融機関に預けられる金利ですね。その同額で借り受けを一部させていただいております。

秋田委員長 ほかにありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの引き続きの部分もあるんですけども、お医者さんの確保という部分では、まとめると、システムが変わって、当初はそれでもまだ送ってもらえるだろうと、ちょっと安易に構えてたけれども、意識を変えているんな状況を整えて、その成果が出つつあるというふうに認識してよろしいということですね。あとは実際に成果説明書の136ページの上段で、医業収益、ここで病床利用率と1日平均の患者数という、この平成25年度の当初に立てた目標ぐらいがあれば、プラマイゼロというか、損失を出さないでいけるラインだというふうに、という認識を私はしていたんですけども、それにまず間違いはないですか。

秋田委員長 当局。広本部長。

広本総合病院事務部長 当初、私のほうも去年の場合、入院の病床率が66%ということでしたんですが、非常に整形とかそういう部分のところ、泌尿器科とかね、そういうところが悪い状態でも66%になったということで、原因を調べてみますと、やはりちょっと内科のほうが通常年よりも少なかったと。内科が通常的に患者さんが例年どおり入っておられたら、去年の場合でも病床利用率は70%いってあったという状況なんですね。逆に分析してみますとね。ですから、去年は産科とか、入院患者が産婦人科と外科で、先ほど言うたように2,973人ふえたんですね。それに、ふえたんですが、逆に整形も入院もできなくなったと。それから、小児科も入院患者が減ったと。泌尿器科も減ったと。そういうふうなところでたくさん減っておりますので、そこら辺の部分が通常であれば昨年についてはそんなにマイナスが多く出ていなかったんじゃないかというように考えておるんですが、これは結果なんです、今の従来患者数と、それからこの4月から整形外科ですね。常に10人ぐらい来て、患者の入院も受けられるようになったので、10人入院を受けられるということは、病床利用率が5%上がるんですね。ですから、通常66%であって、整形で10人患者さんがあったらもう70超すという状況には普通だったらなるということ。見込みとしてというふうにはとらえられるんですが、これも季節とかいろんなこともあつたりしますので、ですので非常に見込みはそういうふうを立てておるのですが、現実はどうかなという部分もございます。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい。ちょっとこれ計算すればいいんですけども、実際に損失を出しているのは、医業収益なのか、というか、医業関係の直接的な収支なのか、それとも医業外のそういった起債したものの償還であるとか、そういったところ、

どちらがこれ圧迫しているかというのは、金額だけでなかなか見られないかなという気もするんですけども、どんな感触なんですかね。

秋田委員長 当局。広本部長。

広本総合病院事務部長 医業収益と医業費用のバランスというのは、非常にちょっと難しいところがあるんですけど、結局、最低機械とかそういうものは全て要りますのでね。人数も要ります。当然、看護師も要りますし、それに見合うだけの経費はもう必ず要るといことなんですね。ですから、やはり患者数が、こういうふうに思っている患者数より少なかったというようにとらえておるんですね。ですから、その医業収益と医業費用の関係は、やはり患者が減ったら収入は減りますし、それから薬剤とかいろいろ材料的なものも減りますので、医業費用も減るといことなんで、これは非常に流動的なことなんですけどね。ですから、当初は私が思っているのは、大体病床利用率が75%クリアすれば、要するにマイナスにはならないように考えております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 平成25年、今回の決算の部分が底と言うと失礼かもしれないですけども、ちょっと厳しい状況で、今回好転するという認識でいいんですけども、あとちょっと、これは僕自身の知識の問題も、なさの問題もあるんですけども、今、ジェネリックであるとか、あと医療費を下げるとい意味で、時間外はやめようとか、病院にかかる前に近くのお医者さんとか、いろんな電話相談で済むようなところは済ませて、病院にかからないようにしようといことと、特に何かどこかの小児科なんかは、小児科を残すために、受ける側もやたらめったら受けるんじゃないかと、そういったところを抑制しようとかいのがあったと思うんですけども、その関係とその病院経営の関係というのは、ちょっと整合性がないと、福祉の面ではそっちを目指しているんだけど、病院ではどっちかといと使ってもらわないと経営といのがあるんですけど、そのあたりといのはちょっと、わかりやすく説明してもらおうといと、この場にふさわしいかわからないんですけども、ちょっと教えていただきたいんですけども。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 今、小児救急の888番ですか、そういうのもあって、子どもが急に熱を出したりとか、いろいろなときには症状を電話で問い合わせるとか、そういう仕組みもあるんですけど、そういうふうにして、家庭でみていただいたら、特に一刻を争うとか、熱が長いこと続くとか、そういう部分じゃないんだしたら、そ

ういうものを十分活用していただいたら非常にありがたいし、病院としてもそういうような夜間というんですか、そういうような受け入れもしなくて済むというのは非常に助かるわけなんです、ただ収益的な面から言うたら、やっぱりかかっているただかないと病院としては収益が上がらないので、やはり救急の場合でも先生も看護師も全て準備はしておりますので、市の保険会計の立場から言うてそういうふうにしましょうと、それから医師も負担も減らしましょうということをお願いもしていると。それから、かかりつけ医を持ちましょうというのも、やはり総合病院はどちらかといいますと、やはり入院がメインですので、地域の先生にかかりつけ医を持っていただいて、かかりつけ医の先生から病院を紹介していただくという形が本来の姿なんです。ただ、山崎の町の中にはやはり周辺の方もたくさんいられるので、どうしても総合病院をかかりつけ医にされている患者さんもございますので、どうしても1日400人程度の患者さん、外来患者さんが来られるという状況になっています。

それから、ジェネリックの関係なんです、ジェネリックについては、国のほうも推奨しておるし、それから診療報酬の中でもジェネリックの使用率を60%ぐらいにしろという指針が出ておりますので、うちの病院の中でも今、この10月からジェネリックをたくさん使おうということで、今までそのジェネリックの中でもいいものを、たくさんあるんですね、ジェネリックでもね。ですから、ジェネリックでも本当に信頼できるジェネリックを選ぼうという中で、物を選抜して、この10月から、医師にもそういうことをお願いもしながら、60%、全体の割合60%を使うということを目指しております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それ、どこかに線というか、病院としては来てほしいというラインと、福祉政策としては抑えるというライン、どこかが接点があると思うんで、そのあたりちょっとやはり密接に連携をとりながらやっていただかないと、なかなか議会としてはどちらも掌握というか、審査していく中になると、個別個別で審査しても、どうしてもそことの整合性がなかなかとれないので、そこはちょっとうまくというか、やっていただきたいなというふうに思います。

あとはもう1個は、医療費が、子どもの医療費が無料になって、これは負担がないというだけで、その医療費は結局、どこから、病院かかったら入ってくると思うんですけれども、その制度がスタートしてから、小児科とか子どものいわゆる無料対象、中学生までの子の受診とかというのは、総合病院としては影響というか、

増減は何かありますか。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 前年度からいいますと、先ほどちょっとお話もしましたように、小児科の午後の外来を昨年度5月からもうやめておるんですね。ですから、小児科の外来患者が3,353人減りました。ですから、それによる影響というのは、うちの病院ではちょっとわからないんですね。現実にはね。

ただ、どうしても親御さんというのは子どものことが心配なんで、どういう症状でもちょっと調子悪かったらやっぱりかかれてましたんでね、従来ね。ですから、やはり外来診療でどうしても重篤な患者さんは診させていただいているし、それから地域のかかりつけ医の先生方も小児科は診られますのでね。そういうところで診られる患者さんはそっちへ行かれるということで、逆によかったのかなと。そのかわり、うちの先生も従来だったら非常に負担が多かったので、日赤とかそういうところにどうしても送りよった人でも、できる限り診られるものについては入院を受けるといって、小児科の入院がふえましたのでね。そういう点では方向としてはそういう形で進んでおります。

秋田委員長 ほかの委員の方、ありますか。質疑。

東委員。

東委員 きょうの審査資料の3ページからちょっとお聞きしたいんですけども、審査資料の3ページの一般会計繰入金金の推移のところ、一番上の救急に要する経費というところがありますね。これはちょっとわからないんですけども、ちょっと教えてください。救急に要する経費。平成21年からずっと上がってますけれども、平成25年が6,900万円。これはどういうことですか。

秋田委員長 当局。宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 繰り入れ基準というのがありまして、その中でいろいろとメニューがあるんですけども、その中の一つとして救急医療の確保に要する経費も対象になっております。いわゆる救急医療の確保に要する経費であって、基準といたしましては、救急病院等を定める省令によって。

秋田委員長 補足説明。広本部長。

広本総合病院事務部長 繰り入れ基準の中で、救急に関する費用については繰り入れられることができるという基準がございます。現実には、例えば夜間ですね。救急対応、それから夜間、それから土曜、祝日、救急対応をしておりますので、その先生方の費用であるとか、それから看護師の費用であるとか、そういうふうに、特にそ

うというような救急体制を整えて、救急を受け入れているという経費について繰り入れができるので、それだけ分算出して入れていただいている状況でございます。

秋田委員長 東委員。

東委員 救急に関してそういう繰り入れすることができるという、それはわかるんですけどね。この繰り入れ基準というところで、不足する額となってますね。それで聞いたんですけれども、この不足する額という、その辺がちょっとわからなかったんで。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 実は、そういうふうに来ていただいている、うちでしたら今だけの先生ではやっぱり夜間当直とか、土曜日直の宿直が回らないということで、外部のほうから常に6、7人の先生は来ていただいているんですね。ですから、そういう先生の手当を出しているわけなんです。手当とかそういうものの人件費を計算させていただいて、その人件費と現実についている費用との差というのは、どうしてもたくさんお金がかかっておりますので、それだけ分だけは病院の出している金額よりも、それだけ分だけはたくさん負担をかけていると、通常の正式の先生を置いた場合と比較して、それだけ分の負担をたくさん強いられておると、その差額を見てくださいということで、上げております。

秋田委員長 続けて、宮崎次長。

宮崎総合病院事務部次長兼総務課長 今、部長が申し上げましたとおりなんですけれども、いわゆる救急医療を実施していくために、病院として医師等を確保して、待機をさせておくと、いわゆる非常勤でいわゆる当直等もそうなるんですけれども、そんな形で待機をさせたり、それからベッドをあけておくと、緊急のために対応するためにベッドをあけておくと、そういうふうなものに要する費用を確保していくという中で、その不足分を補っていただいているというところがございます。

秋田委員長 東委員。

東委員 ちょっとすっきりしないんですけれども、要は総合病院だけでは対応が救急に関してはできないという意味ですか。総合病院だけでは、総合病院の医師関係だけでは、救急に要する対応ができないというふうにとらえていいんですか。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 現実にはそういうことで、外部からたくさん、先ほど言いましたように外部から助けに来ていただいていると、非常勤の先生にね。来ていた

だいていると。そういう部分のところがかかっている経費について請求させていた
だいていると、こういうことです。

秋田委員長 東委員。

東委員 わかりました。

続いてになりますけれども、午前中、健康福祉部の審査だったんですけれども、
そこにも同じ数字が上がってたんで。同じこの3ページ、全く同じなんですけれど
も、4億5,000万円。これだけあります。それで、この起債元金とそれからその起
債利息、これで約2億8,000万円余りになるんですけどね。これはやむなしという
ふうに、やむを得んなと思ってたんですけれども、今言った救急に要する経費が
7,000万円近くあるんでね。これはちょっと多いなということから聞いたんです。
この辺をちょっと解消する方策をやっぱり考えなきゃいかんと思いますよね。無理
だと言えればそれまでなんですがね。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 やはりその救急というんですか、今現在、救急に携わって
もらおうとすると、やはりその当直明けですね。休み、夜中もずっと動かれて、起
きた後も業務がございますので、先生も物すごく大きな負担になるということがあ
って、救急を充実させようとしたら、やはり最低でも、次の日の業務にしない先生
を置かんとあかんということなんで、それが1名ですね。さらにもう少し、内科で
も外科でも受けようとしたら、常に2人の先生を置かんとあかんというようなこと
もございますので、今、それだけの現状に医師の余裕もないという中で、外の先生
に頼らざるを得んという状況なんで、本当に言われるように、さらに充実して、そ
れでうちの内部の先生で処理していけば、こういう繰り入れるところもそんなに入
れていただかなくてもいいのかなということもあるのですが、状況としてはそうい
う形なんで。

秋田委員長 東委員。

東委員 ほぼわかりました。

もう1点、これは成果説明の29ページと同じことなんですけれども、審査資料が
1ページになりますね。この状況でいいのかなというふうに、先ほどもよく似た質
問がありましたけれども、1ページの部長から冒頭説明がありました。丁寧な説明
ありましたけれども、要は外来が9,200人減りましたよと。それから、1日36人減
りましたよということなんですよね。それによって、外来収益が5,900万円、前年
より減になってますと。こんなことなんですけれども、この数字が非常にお粗末な

数字ですよ。病床の関係も、さっき部長は75%あったらいいんだけどなということを言われてましたけれども、現実はこの66.1%で、今の状態で、こんな状態で部長はさっき言われたけれども、75%、これ以上、できたら80が理想だと思うんですよ。病床利用率はね。もう70切ったら、これはその体をなさないというようなことも聞きます。いろいろなところからね。そんな関係のところからも聞きます。現実は今、66%で、75%が望ましいんですけどもと言われたけれども、この数字を見る限り、そういうことができるのかなと。できるのかなと、こう思うんですけども、これはあくまでも平成25年度の決算なんで、平成26年度の、また平成27年度のことを言っても、これはちょっと審査になりませんけどね。この現実を踏まえて、平成26年度はもう今、上半期終わりました。下半期に入りますけれども、平成26年度の決算で、また同じことの繰り返しになるようなことだったらちょっと困るので、あえてこういう言い方してますけれども、この数字を分析、先ほど部長、答弁で分析されてと答えられてましたけれども、本当にその医師の関係だけなのかなと。ほかにいろんなことを原因があるんじゃないかなと思いますよね。

よく病院の場合、病床の場合に、入院患者の場合、10対1とか、何か数字ありますね。看護師との、入院患者10に対して看護師が1とか、その随分以前ですけども、総合病院はいい状態ですよというふうに聞きましたよね。いい状態が、良すぎる状態になってないんですか、今。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 今、言われていることを、原因分析のところがあって、昨年度の状況を見て、普通、うちの病院は大体70%ということは、大体140人入院患者が入れるということで、そのうちの半分はほとんど内科なんです。ですから、内科の患者さんがある、ふえる、ふえんとか、それでかなりの、ほとんど今言うたみたいな形になるか、ならんかということになっておるんですね。

昨今の状況も見てみると、やはり内科の患者さんが、通常はずっと、入院患者はもう70から80ぐらいになっていたんですが、やはり70をちょっと切るような状況に最近なってきたんですね。患者さんがやはりかからない、減ってきているというような現状は確かにあります。内科のほうがね。ただ、その医療費がたくさんふえるんかと言うたら、医療費もそんなにふえていないと。年度比較してもね。だから、やはり高齢者がこれだけふえている中で、医療費もそんなにふえへんし、かかり控えしとってんかなというふうなこともあって、それでほかの病院のこととか、それから医師会の先生方、医療費のほうが薬剤がようけ出ようへんかとかいうよう

なことも聞いてみたりしよるんですが、やはり状況がもうひとつ、つかめんですね。だから、結果的に私はかかり控えされてるのかなという、現実にはそうなのかなというふうに、今現在はちょっとよとらえてないんですが、そんなようなちょっと感じもするんです。

先ほどもちょっと話しましたように、そこが通常的な、例年の患者数と。それであって、整形も今まで課題があったので、整形もずっとそれで5%ぐらい利用も、今現実にも5%ありますのでね。だから、そういうことになると、私は今、おる看護師が先ほど言われました7対1看護の基準看護というのは非常に病院としても収益に、プラスになりますので、7対1看護と10対1看護でしたら、やっぱり1億円から病院の収益が違います。患者さんにとってもいい看護ができて、病院にとっても収益が上がるというところですのでね。ですから、できるだけそういう一番いい状態も保っていききたいという中で、人員配置も今現在してますのでね。だから、今おる人員が例えば75%に対応する看護師とかおるんかいうたら、そうじゃないんですね。今現在は70%対応ぐらいの看護師しかいないということなんで、特にそれによってたくさん経費的に、たくさん過剰な体制で運営しているような形でもないし、ただ、患者さんの状況ももう少ししていただくような対策もとらんとあかんということ、思いも持ってるんですが、少しそういうようなところも、もう少し掘り下げて考えてみたいなと思っております。

秋田委員長 東委員。

東委員 部長は一番いろんなことで、その辺は神経を使っておられると思うんですけどね。やはり、決算ですから数字で話をしないといけませんので、あえてそういう言い方してますけどね。いわゆる、けが、病気の人が減っているんじゃないんですね。けが、病気の人はこの市内または市外でも、減っているわけじゃないんですね。むしろふえているはずですよ。病人とか、高齢者が多いわけですから、ふえているはずなんです。ふえているけれども、総合病院は減っているわけですよ。ここをやっぱりきっちりとらえなきゃいかんということですよ。病人が減ったから外来が減る、こんなのは当たり前の話。だけど、病人が減っていないのに総合病院の外来者は減ったと、この現実をやっぱりきっちり見きわめる必要がある。それはなぜなのかなということ、やっぱりいまひとつ、平成25年はちょっと努力が足らなかったんじゃないかなと、こんなことを思いますけれども、いかがですか。

秋田委員長 広本部長。

広本総合病院事務部長 非常に厳しい御意見で、確かに努力が足らなかったと言え

ばそうかもしれんですが、患者さんの、先ほどちょっと言われた患者さんの質というんですか、高齢者のかかっておられる質のほうが変わってきているようなことも現実には、例えば一番多いのは、例えば脳疾患とか心疾患ですから、循環器とか、うちの病院のない機能の患者さんがふえて、医療費についてはある程度伸びているが、うちの病院にはそういう施設がないから来られていないというようなところも確かにあると思います。今言われるようにね。そういうような部分のところで、うちの病院として、さらにPRできるんじゃないけど、こういうところについてはほとんど診ますよというようなことも、やはり外へ打ち出していかんとあかんのかなと、そういうことも現実には考えたいと思っております。

秋田委員長 ほかの委員の方、ありますか、質疑。

(「なし」の声あり)

秋田委員長 それでは質疑なしと認めます。

これにて、総合病院の質疑を終わります。

総合病院の当局の皆さん、御苦労さんでした。

2時20分まで休憩いたします。

2時20分から再開いたします。

暫時休憩に入ります。

午後 2時06分休憩

午後 2時20分再開

秋田委員長 それでは、休憩を解き、ただいまから平成25年度決算の会計課にかかわるところを審査をいたします。

なお、会議に先立ちまして注意とお断りをお願いいたします。

先ほど、穴粟総合病院の審査をいたしました。が、広本部長の説明の文言の中で、医科大学の子という発言が数回ありました。これは子が学生の誤りであります。文言の訂正の届けが出ておりますので、これを認めております。委員の皆様、御理解のほどお願いをいたします。

それでは、会計課の審査に入りたいと思います。

発言その他は挙手の上でお願いをいたします。

それでは、会計課より説明を受けたいと思います。

当局、西川管理者。

西川会計管理者 大変御苦労さまです。

それでは、平成25年度会計課の決算概要について御説明をさせていただきます。
説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。

1ページの20款、諸収入、2項1目の市預金利子の平成25年度決算額95万5,826円を95万5,719円に訂正をお願いいたします。

そして、増減額のところを64万8,913円を64万8,806円に訂正をお願いいたします。
それでは、歳入について御説明いたします。

一般会計決算書の44ページ、審査資料の1ページをお願いいたします。

まず、16款、財産収入、1項の財産運用収入、2目、利子及び配当金でございますが、予算額4,884万8,000円に対しまして、決算額5,714万4,824円で、予算額に対し829万6,824円の増額となっておりますが、これについての主な要因は、債券の買い換えによる売却益でございます。

続きまして、決算書の48ページ、提出資料の1ページ、20款、諸収入、2項の市預金利子、1目、市預金利子につきましては、予算額35万円に対し、決算額95万5,719円で、60万5,719円の増となっております。これにつきましては、平成25年度は短期の大口定期による利子によるものでございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

決算書の82ページ、審査資料の1ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、7目、会計管理費について説明いたします。

11節、需用費でございますが、前年度決算より38万5,778円増額となっておりますが、これにつきましては、口座振替依頼書及び即納書などの印刷製本費による増でございます。

12節、役務費につきましては、電話、郵便料が73万7,132円、公金取扱手数料、公金収納手数料が329万3,976円で、取扱件数は30万6,608件でございます。手数料については1件10円50銭でございますが、郵便振替手数料につきましては80円から120円が加算されるために、件数に手数料を乗じた額とはなりません。

続きまして、13節、委託料についてでございますが、これにつきましては、備品購入の紙幣入出金機保守委託料につきましては結んでおりません。

18節の備品購入費でございますが、406万8,750円でございます。紙幣入出金機の購入でございます。この機械は11年が経過し、ふぐあいの頻度も高まり、また機械が古いために製造中止の部品が多くあり、稼働がとまると窓口業務に支障を来すために購入させていただきました。

以上で、会計課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

秋田委員長 会計課の説明は終わりました。

これより質疑を受けたいと思います。

東委員。

東委員 説明を受けたんですけれども、審査資料の2ページと3ページをちょっとお聞きしたいと思います。

審査資料の2ページの平成25年度の基金一覧のページですね。ここの中ほどより少し下の波賀町奨学基金9,900万円、それからその下の当座3,700万円、この2行をちょっと説明、もうちょっと詳しく教えてください。

秋田委員長 当局。下村課長。

下村会計課次長兼会計課長 波賀の奨学金につきましては、合併前から小倉奨学金と松本奨学金、それから波賀町の単独の奨学金がございまして、そして旧波賀町の児童・生徒に対して、高校生ですね、に対して奨学金を貸与をしております。

以上です。

秋田委員長 マイクを自分のほうに向けてしゃべってくださいね。

続けて、西川管理者。

西川会計管理者 波賀町奨学基金の9,917万284円のところにつきましては、定期等で運用している部分でございます。

その下の当座ということにつきましては、平成25年度中に償還を受けたり、貸し出ししたりする関係の当座預金の部分でございます。

以上でございます。

秋田委員長 東委員。

東委員 だから、それで右へずっと説明してほしいと言ってるんです。基金積立から取り崩しがこうで、この利子積み立てはいいですけれども、その辺をちょっともう1回、ちょっと教えてほしいんです。

秋田委員長 西川管理者。

西川会計管理者 それでは、まず最初の上のほうの9,917万284円、基金積立3,400万円につきましては、当座預金のほうの部分がかなり金額がふえてきましたので、3,400万円新たに定期にさせていただきました。そして、利子積立につきましては、22万8,089円につきましては、それまでの定期の利子積立金でございます。期末としましては、1億3,339万8,373円でございます。

そして、当座部分につきましては、基金積立の890万6,000円につきましては、償還を受けたものでございます。そして取り崩しの3,898万円につきましては、この

うちの3,400万円につきましては、定期のほうへ積み立てをしております。残りの498万円につきましては、新たに貸し付けた部分でございます。

期末残高としましては、当座部分は717万932円でございます。

以上です。

秋田委員長 東委員。

東委員 この3,700万円の当座から3,400万円をこれ定期に入れたというのは、そういう決まりがあるんかいな。

秋田委員長 西川管理者。

西川会計管理者 決まりではなくて、貸し出しに余裕ができたということで、もったいないので運用の意味から3,400万円を定期にさせていただきました。

秋田委員長 東委員。

東委員 わかりました。

では、次のページで、審査資料の3ページね。3ページで、この短期運用実績一覧表というのがありますね。これはどうなんですか。私らちょっとわからないんで、西兵庫信用金庫、ハリマ農協、兵庫西と、こうなってますよね。利率のところは随分3社が違うんですけども、この辺は短期運用はもう、その利率はあんまり関係なくして、もうこういうふうに振り分けしてしまってるんかいね。

秋田委員長 下村課長。

下村会計課次長兼会計課長 この当座預金といいますのは管理者口座で入金されているお金でありまして、余裕があると当座というのは全く利子がつきませんので、少しでもということで定期のほうに預けているわけです。そして、その金融機関なんですけれども、西兵庫信用金庫は指定の金融機関で、ハリマ農協、兵庫西農協、ここも管内の金融機関ということで、ほかの基金なども預けております。そして、一般的には西兵庫信用金庫を中心に短期運用を預けているんですけども、利子が非常に低利子なので、できるだけということなんですけれども、ほかの基金などの関係もありまして、その余裕をバランスをとりながら、均衡を図りながら預けているところを決めているような次第です。

秋田委員長 ほかにございませんか。いかがでしょうか。ほかの委員の方。

鈴木委員。

鈴木委員 非常に基本的なことだとは思っているので、あれなんですけど、実際にほかの課はどういった施策に対して推進しているかという部分があって、非常に会計課の仕事内容というか、僕の勉強不足もあって見えづらいんですけども、実際にはこ

ういった基金の運用とかということがメインというふうに考えてよろしいですかね。
秋田委員長 西川管理者。

西川会計管理者 会計課の主な仕事としましては、やはり支出の審査、その部分がほとんどでございます。

あと、運用につきましては、そんなに時間的なものはかかっておりません。

以上です。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 お金を扱う部署、どこもそうなんですけれども、例えばいただいた決算資料の1ページの需用費の増減のところとか、役務費の増減のところ、これ桁区切りは入れないのですか。これ、別になくてもわかるといえばわかるんですけれども、ちょっとそういったところ、これは入れない何か理由があるのか、そういうところをちょっとお伺いしたいんですけれども。桁区切り入ってませんよね。入れないのですか。上は入ってるんですけど。これ、そういったお金の資料だったら、桁を合わせていかなきゃ、なかなか見えないんですが、そのあたり、何か理由があったのでしょうかね。

秋田委員長 下村課長。

下村会計課次長兼会計課長 特にわけがあるわけではありません。申しわけありません。今後、桁を合わせて提出します。

秋田委員長 ほかに。ありませんか。

鈴木委員。もう1問。

鈴木委員 あと済みません。会計課に所属しているかと思うんですけれども、外部からの出向というんですか、委託というんですか、そういったのというのは何かないのですか。金融機関からの出向とかというのは、ここはそれは会計課に属していらっしゃるのですか。

秋田委員長 当局。下村課長。

下村会計課次長兼会計課長 思われていることかどうか、ちょっとわかりませんが、西兵庫信用金庫が指定の金融機関なので、そちらのほうから窓口へ1名、事務に来ていただいております。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その方の費用は会計課の費用なのか、それとも総務関係の人件費みたいな、何か別に何のシステムもこちらとしてはないのか、そのあたりはどう把握したらいいのでしょうか。

秋田委員長 西川管理者。

西川会計管理者 西兵庫信用金庫からただいま派遣されている1名についての費用については、お支払いはしておりません。

秋田委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

秋田委員長 質疑なしと認めます。

これにて、会計課に関する質疑を終了いたします。

当局、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2時37分休憩

午後 2時39分再開

秋田委員長 休憩を解き、ただいまから平成25年度の議会事務局関係の審査に入ります。

当局、説明をお願いします。

局長。中村局長。

中村議会事務局長 それでは、失礼いたします。

委員の皆様、長期間にわたりまして審査お疲れさまでございます。最後になりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議会事務局につきまして、概要のほうを説明させていただきます。

決算書でいきますと、ページ72ページからが議会事務局の部分になります。あと、成果説明書は135ページの上下の段になっております。

本日お配りしております資料の1ページをあけていただきたいと思います。

これは議会事務局の定例会、臨時会あるいは常任委員会等の平成25年度の実績でございます。定例会が4回、臨時会が1回、あと議会運営委員会、総務文教、民生生活、産業建設、広報特別委員会、議会改革推進特別委員会、あるいは議員協議会という部分の実績を回数で示しております。あと、議会報告会を8会場でされました。その部分につきましては、3ページに出席者等の状況をつけさせていただいております。

あと、議会の部分で、広報特別委員会をお願いをしております議会だよりの発行が年4回ということで、1回1万4,500部を印刷して発行しております。これにつきましては、成果説明書の135ページの上段にございます。この部分につきまして、

昨年度、アベノミクス等の状況で円安が進みまして、印刷経費等、用紙代等がちょっと若干値上がりしまして、平成24年度決算よりも少し高くなっておる状況でございます。

あと、議会の視察受け入れといたしましては9回、これにつきましては、4ページに視察内容あるいは視察先、人数等、視察の相手方の人数等、書かせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

あと政務活動費という部分で、5ページに資料をつけさせてもらっております。これは、成果説明書の135ページの下段になります。この部分につきましては、議員の皆様への調査研究その他、議員活動に必要な経費ということで使っていただいている部分でございます。これにつきましては状況を5ページに上げさせていただいております。

次のページなんですけれども、議会事務局、監査事務局のほうも持っております。この部分につきましては、主に例月の出納検査、毎月25日ごろに行わせていただいております。それと決算審査、財政健全化比率の審査あるいは定例監査とか、平成25年度につきましては財政援助団体の審査ということで、宍粟観光協会の部分も1回やっていただいております。あと工事監査等、視察受け入れということで、宮城県のほうから監査委員の協議会ということで視察に来られたのを受け入れております。あと、公平委員会事務局につきましては、勤務条件に関する措置要求、あるいは不利益処分に関する不服申し立て等は前年度はございませんでした。あと固定資産評価審査委員会の事務局としましては、委員会を2回開催し、主に固定資産税の賦課の状況等の内容を委員さんに税務課のほうから説明いただいております。審査申し出につきましてはございませんでした。固定資産の評価替えが平成24年度に行われておりまして、昨年度はその申し出はございませんでした。

簡単ですけれども、概要を以上で終わります。

秋田委員長 ただいま当局から、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会全般にわたりましての説明がありました。

これらに基づきまして、委員の皆様から質疑を受けたいと思っております。どなたか、質疑ありますか。

鈴木委員。

鈴木委員 お願いします。

まず、今回のいただいた資料の中に、受け入れですね、視察の受け入れ等の御報告をいただいているんですけれども、これはどちらかというと議会が例えば議会改

革であるとか、何か先進的なものがあると受け入れたりということがあると思うんですが、逆に今、全国的な流れで、全国の議会事務局職員が研修を受けたりという機会が結構情報として提供されているんですけども、事務局としてその機能強化という意味で出かけていく何か研修等は、平成25年はあったのか、それとも今後何か計画等はあるのか、そのあたりをお伺いしたいんですけども。

秋田委員長 当局。局長。

中村議会事務局長 失礼いたします。

議会の機能強化、事務局の機能強化ということで、県の議長会あるいは近畿の議長会等の組織がございます。その中でやはり、事務局の機能強化も必要だということで、近畿の議長会では年大体3回の研修、あるいは県の議長会でも先進地の視察等も含めまして研修会等を開催しております。それとあと播但の事務局長会、その部分でも研修を実施しております。

それと、経費につきましては、職員の出張の旅費で出させていただいておりますので、その研修費用等は計上はありません。

秋田委員長 ほかに。

続けて、鈴木委員。

鈴木委員 ぜひ、非常に議会改革の、イコール議会事務局の改革というか、強化だということも堂々とうたわれていますので、ぜひいろんなところへ研修に行っていて、それを逆に私たちに還元していただきたいと思うので、ぜひ行っていただいて、またそのあたりも決算の中で行ったという報告を、またその予算の関係で全く影響ないのかもしれないけれども、実績という意味では御報告いただければと思います。

あと、議会事務局関係、その政務活動費の取りまとめであるとか、そういったところがあると思うんですけども、何かこれ、例えば情報公開請求というか、見たいということであれば公開していくという部分で、今、この政務活動費というのは大分いろんなところで注目されているんですけども、平成25年度の分に関して、そういった閲覧の希望とかというのは何かありましたか。

秋田委員長 中村局長。

中村議会事務局長 平成25年度の閲覧というのは今のところゼロです。ないです。平成24年度にはございました。うちのほうの政務活動費につきましては、やはりほかの部分からおくれてつくった関係もありまして、かなり内容的に厳しいものになっていると思います。そういう部分で、1回見られて納得された部分もあるのかな

というところでございます。

秋田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 同じく政務活動費の関係なんですけれども、いろんな議会でどこまで公開されるかというところで結構議論がなされているんですけれども、厳しいということで、もうこちらが提出している資料をそのまま見ていただける状況ということで理解してよろしいですかね。

秋田委員長 局長。

中村議会事務局長 はい、そのとおりでございます。

秋田委員長 ほかにございませんか。

続けて、鈴木委員。

鈴木委員 済みません、たびたび。平成25年度には多分載ってこなかったんですけど、平成26年度に録画配信の関係の何ていうか、予算が当初予算に載ってきて、その決算は全然この後だと思うんですけれども、その進捗状況というのはちょっとお伺いしてよろしいですかね。執行状況というか、対応状況というか。

秋田委員長 当局。中村局長。

中村議会事務局長 録画配信用の編集用のパソコンとソフトにつきましては購入をさせていただきました。今からその内容的な部分の研修とか扱い方を勉強していくところになります。

秋田委員長 ほかの委員、ありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 もう平成26年度も半分過ぎているので、ぜひとも早く対応していただくと助かるのでお願いします。

あと、公平委員会とか固定資産評価審査委員会というのは、これ、何か要求があったら開かれるという性質のようなものと認識しているんですけれども、固定資産の関係は、これ委員会の開催2回というのは、これは定例の何かものであって、下は審査申し出なしというふうになってるんで、その考え方をちょっとお伺いしたいんですけれども。

秋田委員長 上長課長。

上長議会事務局課長（監査担当） 固定資産の関係につきましては、1回目は、年に1回、委員長を決めたりしますので、その部分と、もう1回につきましては、平成27年度に今度評価替えがありますので、その部分についての勉強会という形で開かせていただきました。

秋田委員長 よろしいか。

東委員。

東委員 今のその固定資産の評価審査委員会の件ですけれども、ちょっとわからないんで、年に2回、これはいいんですけれども、それから審査申し出がなしということなんやけれども、通常はどうなんですか。どういった場合にその審査申し出というのがあるんかいな。余りぴんとこないんやけど。

秋田委員長 上長課長。

上長議会事務局課長（監査担当） これにつきましては、固定資産の台帳に登録されたものに対しての、例えば価格の不服がある場合に審査申し出というのがあるんですけれども、それは例えば5月15日に各個人のほうに配布、固定資産のあなたが何ぼですよというのが出ると思うんですけれども、それに対する不服なので、それから60日以内に審査申し出という形ができるようになっています。ただし、平成24年度が評価替えになってまして、今度平成27年度になるんですけれども、途中につきましては、分筆でありますとか、増築、新築の場合のみになりますので、極端に件数としては少なくなってきます。

秋田委員長 東委員。

東委員 決算なんで参考までに。その申し出の場合に、その評価がありますよね。例えばAさんが、あくまで個人、団体だと思っただけですよね。個人、法人だと思っただけですけれども、あえてAさんという言い方しますけれども、Aさんのいわゆる固定資産が評価が10でしたよと。だけど、今はこの評価はもう5に等しいというような申し出なのか、それ以外の申し出なのか、その辺はどうなの。

秋田委員長 上長課長。

上長議会事務局課長（監査担当） 固定資産の課税台帳に登録されたものの価格に対してのみになりますので、それが著しく不服がある場合には申し立てていただくという形になります。

秋田委員長 東委員。

東委員 いや、だから今言った10というのを5じゃないですかという、この不服だったんでね。そういうことやね。

それと、例えば宅地、田畑、原野、雑種地とかもありますよね。宅地なんかの場合から、宅地で評価されておると。それが雑種地なりに、原野なり、原野というのはないかな、雑種地に評価替えなんかの場合は、すんなり申請どおりにいくんですか。

秋田委員長 上長課長。

上長議会事務局課長（監査担当） その分につきましては、税務のほうで現地を見ていただいてかえになると思いますので、例えば宅地がもともと宅地のままで價格的に不服がある場合のみの申請という形になります。

秋田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

秋田委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これにて、議会事務局及び監査委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会の審査を終了いたします。

暫時休憩に入ります。

3時より委員会を再開いたします。

5分休憩に入ります。

午後 2時54分休憩

午後 3時00分再開

秋田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの公平委員会まで含めまして、それぞれのセクションの部門の審査を終了したわけでありまして。この後、当委員会は常任委員会より付託を受けての小委員会でございますので、この後、今まで審査していただきましたところのものに対しまして、御意見等を伺いたいと、こういうふうに思います。その後に賛否の、参考賛否になりますが、とりたいて、このように思います。

なお、あす19日正午までに、会議の始まる初めをお願いをしておりますところの各担当部局のそれぞれの担当取りまとめの報告書を、あす19日正午までに何らかの形で事務局にそれぞれ届けていただきたく思います。それを一応、余り加筆しない原案の報告書の案を、22日に皆様のほうに送り返して見ていただいて、そこからなお修正点がございましたら、24日に正副、私と西本副委員長とで最終の案を取りまとめたく考えております。補足説明。24日に委員会で全部まとめて、その後、最終の仕上げを正副で行いたいと考えております。

本日は、変則的ではありますがけれども、各セクションの担当それぞれのところの御意見を、あればお伺いいたします。自由討議及び討論は全体会で、東委員長率いるところの全体会で行う段取りになろうかと思っておりますので、当、この委員会では御意見を伺って、参考の賛否を問うという形になろうかと思っております。例年よりやや変

則的な運びになっておりますが、ルール上、そうなりますので、御了解の上、審査を進めていただきたく思うところであります。

大体の流れ、御理解いただいたでしょうか。

東委員 あくまで確認ですけれども、要はそれぞれまとめる部を決めましたよね。私の場合は企画総務部をまとめるということだったんですけれども、それを皆さんがまとめたものを、今度24日の委員会の場でそれを集約するということですか。

秋田委員長 そういうことになります。22日までに一応まとめた全部署のやつを皆さんに見ていただくわけです。それは余り私のほうが筆を加えておくことはありません。

東委員 その22と24がどうも何かすっきり、22日に皆さんがもう提出、22日に提出ですか。

秋田委員長 まず、あす予備日になっておりますので、一応あすは12時までに各自のおのおののレポートを事務局に12時までに送ってください。それを再編集したものを22日まで皆さんに一応送り返します。見ていただいて。バランスがとれるように部分的にいたしまして、24日に直します。最終案をつくり上げる。それをその時点で24日につくり上げたものを、一応私のほうから東常任委員長に提出する旨を考えております。

高山委員 24日は委員、もうここにおられる委員全員出席ですよ。

秋田委員長 そうです。

高山委員 それでよろしいですよ。確認ですから。

秋田委員長 全員で一応最終案をつくって、これ小委員会ですからね、我々は。9時半です。

林委員、どうぞ。

林委員 24日にまとめた委員長に報告する分を、24日にまとめてそれを決定することなんですか。

秋田委員長 そうです。

林委員 そうですね。そしたら、きょう今から何か参考決議って何かすると言われておるんだけど、まとめができておらんのに、それできんのじゃないんですか、きょう。

秋田委員長 それ、そういう意見もあります。

林委員 24日にみんな出るんやで、24日にその22日にもらったやつを見て、それで賛否を問われたらいいんじゃないんですか。今やったらどういうまとめがされるの

かわからんのに、それ賛否できんのじゃないですか。

岡前委員 林委員と同じ意見で、きょう、今、審査が終わったところで、やっぱり全体としてのまとめを見て、それでやっぱり自由討議するんやったら、小委員会で自由討議をして最終的にこういう意見も入れてもらいたいとかいうふうなことを踏まえた上で、やっぱりやるべきであって、今、終わってすぐにいうたら、まだきょうの部分のまとめなんかは全然出てないわけですよ。だから、きょうの段階で、僕、自分が休んでおってそのときに意見言わんとって言う権利はないんですけども、きょうの段階での小委員会での採決というのは、僕は全然意味がわからないんですけど。

秋田委員長 採決ではないんです。用語の使い方としては、我々は小委員会で常任委員会から付託されている状況なんで、採決権は常任委員会になるわけです。それで、用語、その使い方としては、当委員会は賛否の、参考賛否を問うということにしたいわけです。要綱はそうなってるんです。分科会及び小委員会は。ただ、今、岡前委員のおっしゃるように、まとめが出てないのに参考採決もならんじゃないかという御意見、それもごもっともなところはあるんですけど、ルール上、そうなってるんです。それで一応、私のほうとしては、ルール上、審査の終わった時点で各号の議案の小委員会としての参考賛否を問いたいわけでありませう。

林委員。

林委員 決算委員会は24日で最終のあれだと思っんです。そやからまだ決算委員会終わってないのに、取りまとめもできていないのに賛否を問うというのはどうかということなんです。

秋田委員長 どっちが正しいかな。

ちょっと暫時休憩。

午後 3時08分休憩

午後 3時09分再開

秋田委員長 再開いたします。

私の解釈等がやや皆さんに伝わりにくいと思っますので、中村局長、ちょっとアドバイス発言をお願いします。

中村議会事務局長 それでは失礼いたします。

まとめと言われておりますのは、報告書作成のまとめだけでありまして、審査自体はもう既にきょうで終わりました。その部分の意見交換を行われた上で、報告書

をまとめなあかんかなということで、こういう日程になっておるんですけども、26日が全体会ですので、24日にその部分で賛否を問いますと、それからまた逆に報告書自体作成ということになりまして、その日程的にちょっと無理があるかなというところもございます。あくまでも24日は報告書の取りまとめがこれでOKという部分の確認をしていただきたいというところでございます。よろしいでしょうか。

秋田委員長 今、局長の説明したとおりなんです。それで、賛否の確認という、参考賛否の確認ということで、採決ではないということと、それから当委員会の秋田委員長のほうから常任委員長の東議員のほうに報告を上げて、東議員のほうで自由討議及び最終の採決を諮るという運びになりますので、そういう意味でのこの当委員会の報告書のための参考賛否をただいまから問いたいという理屈になるんですけども、それが要綱の手順でいったらそうなるんです。

林委員。

林委員 その報告書にこの決算委員会の意向というんですか、それを書くためにきょう、賛否を参考に欲しいということですか。

秋田委員長 そうですよ。

林委員 それだったらわかるけれども。

秋田委員長 そうです。

林委員 わかりました。

岡前委員 僕のなんかは昨日まとめて、けさ書いたけども、あくまで審査の経過を集めてやって、そこに自分の意見を入れられるわけないし、それ委員長言われたけどできるわけないし。

秋田委員長 続けて飯田委員。

飯田委員 私の解釈からしたら、一応審査をずっと終わったんで、審査のまとめというのを、いわゆるその行われたやりとりの中でのまとめだと思うんですよ。だから、ここにおる委員がこの中の議案の中で認定するに当たって、これだけは譲れないという部分があったりしたら、そういうことについて発言をしていって、それを委員長が最終的にこういう意見があったとかいうことを最後の常任委員会でまとめのときに発表していただいたら、どういうんですか、もし何か不都合があるんであれば、認定に対して、そういう部分の意見が出たということを経験してもらおうなことになるらいいんじゃないかなと思うんですけどね。

だから、何の不都合もなく通っていくのであれば、別に意見も出てこないだろうと思いますし。特にこの審査については、この辺はちょっといかがなものかという

声が上がるならば、それはそれとして、委員長として報告は上げてもらわなあかんと思うんで。そういう部分でのここの話し合いになるんじゃないかなと思うんですけども。違いますか。

秋田委員長 常任委員会から我々は委員として付託を受けてやって、今の審査が終わっているわけなんで、自由討議及び討論等は常任委員会のほうがするわけなんで、この小委員会のほうの審査の参考の賛否をまとめ上げるところまでが私の仕事になるわけです。ですから、それに基づいての今日は自由討議等はなしで、参考意見を聞いた上で参考賛否を問うた結果を東委員長のほうに報告する手順をせないかんわけなんでね。そこの部分を今、そうしたいが、いかがでしょうかと申し上げているわけなんですけど。

はい、どうぞ、飯田委員。

飯田委員 ということは、その議案に対しての参考意見がある人は言って、その後、要はとりあえず賛否だけをとっていくと、決まるわけじゃないんですけども、この委員の中ではこういう状況やったということを委員長の報告ということで。

秋田委員長 そのとおりです。

岡前委員。

岡前委員 そのどう考えても、小委員会が賛否をとって、要するに審査の経過と結果を報告をしますみたいなことを、予算決算常任委員長にすること自体がおかしいと思うんやけどね。僕は小委員会でこういうふうな審査が行われましたよということを常任委員長に小委員長のほうから報告書を提出して、それで全員が集まった常任委員会の中で採決をしてもらおうと。それでその採決の結果を本会議で報告してもらって、そこで賛成、反対の討論があって認定されるか、されんかというふうな手順かなということと思うとったんやけども。そこで何で、要綱にそういうふうに決めてあったんやったらしゃあないけども、予備採決すること自体がよくわからないし。せなあかんのやったら、して、とっとと終わろうやな。

秋田委員長 東委員、どうぞ。

東委員 いろいろ意見が出てますけれども、要はこの今のメンバー、正副委員長を含めてのメンバーは9人ですよ。この9人が審査に当たるということになっているわけですよ。ですから、その9人が審査に当たったその審査の経過と結果を出さないかんわけですよ。出さないかんわけですよ。その結果というのは何かといったら、審査した結果、これは認定する、認定しない、これが結果ですから、これはやっぱりこの会では出さないかんです、結果をね。出さないかんです。委員長の言

うとおりね。出さないかんです。その結果を受けて、常任委員会で採択をするわけですから、だから委員長が今やろうとしていることでいいと思いますよ。

秋田委員長 御理解賜ったでしょうか。これは例年の、昨年までやってた方法と若干違うんで、今いろんな意見等が出ているわけでありますけれども、常任委員会の東委員長を選任して、その後、小委員会の私のほうが付託を受けてやっているということでもありますので、私の責任範囲といたしましては、採決ではありませんけれども、参考の賛否を確認して報告を上げるということまでが私の範囲になりますので、そのようにさせていただきたいんですが。これ、とても各委員の方がよく理解した上で進めないかんで、今、確認のお願いなり説明をしているところですけども、ようございましょうか。

岡前委員 いや、欠席しとったでようわからんのやけど、その分割審査された補正予算についても、もう分科会で採決されたん。予備採決を。それをせんがために、それを避けるがための常任委員会じゃなかったん。

秋田委員長 発言許可やってください。発言許可を求めてください。

岡前委員。

岡前委員 本会議を休んどった人間が言うことじゃないと思うんですけど、分科会で分割付託された補正予算をそれぞれの委員会で採決されたんですかって、分科会で。それはされたんやね。それもあくまで、参考的に採決されたということなんやね。いうて要綱に書いてあるわけやね。いやいや、そやから補正予算は分科会ではどういう扱いになったんですか。

秋田委員長 東委員。

東委員 いや、だから、今、岡前委員が聞いているわけやから、委員長、ちゃんと答えなあかんじゃないの。こうしましたよいうて。

秋田委員長 ちょっと意味が。もうひとつ、ちょっと。もう一度丁寧に言うてみて。

岡前委員。

岡前委員 一般会計の補正予算を分割付託しましたよね。ありましたよね。それはあくまで分科会としてやりましたよね。審査されたよね。

秋田委員長 した。

岡前委員 それについては、各分科会で一般会計補正予算は採決はされたんですか。

秋田委員長 賛否とりました。

岡前委員 いやだから、それをせんがための分科会やなかったんかと、僕は。だから、その採決自体は効力を持たんわけでしょう。効力を持たんけれども、全体の意

見としては賛成でした、反対でしたということをつかみたいということだけなんです。

秋田委員長　そうです。

よろしいですか。

それでは、一応、理解を賜ったといたします。

それで、9月12日から本日18日午後までの各部の審査につきまして、なお御意見があるという方、調整を加えたいと思いますので、御意見がありましたら挙手の上、お願いをいたします。

意見がないようでありましたら、参考賛否の確認に入りたいわけですが、意見はございますか。

岡前委員。

岡前委員　今の段階で、参考意見がありますかって聞かれて、例えば僕なんかは一般会計で無駄な事業とか、この間ずっと言うてきたケーブルテレビの関係やとかがあるから、当然反対討論をしようと思ひよるんやけども、だからそういう意見があるからっていうて、今そんならいうて、それ委員長報告に反映できへんでしょう。

秋田委員長　今、岡前委員が言わんとされる意見は、全体会で加わることになります。当、今のこの席上での委員は、委員会の意見を私が求めているのは、審査各セクションの審査をしたところに、さらに意見がございませうかというお尋ねをしているわけであります。

岡前委員。

岡前委員　いやいや、だからその意見というのがね。今まで時間かけて、それぞれ基本的には誰も意見は出尽くしておるわけでしょう。僕らも庄能上牧谷バイパスやったらバイパスのことについて、無駄ではないにしてもぜいたく過ぎる道路やということはずっと言い続けてきてるし、そういうふうなことは委員会では言うたとしても、それを委員長のまとめの中に入れるか、入れんかということはまた別問題でしょう。

秋田委員長　そのまとめをするためのその前段での意見は、追加意見はありますかという意味です。討論その他、加わる場所は正式の常任委員会でやっていただきたいわけですが、だから、なければないし、あればあるということで、さらに聞いた上で24日の最終報告書に書き入れるか、書き入れないかということを見せていただくというストーリーになるわけです。これ小委員会になってしまってるので、そうなります。

林委員。

林委員 その審査の過程で、結果は出てるんで、その結果のもとに次はこう改善してくださいとかいう意見とか要望とか出たはずなんです。それぞれ。それがまとめの中に取り入れられておったら、別に意見はないと思うんです。それはなかったらこれも入れてくださいという意見は出てくると思うんやけどね。そやさかいに、ある程度取りまとめてそれを報告、常任委員長に報告する報告書に入っておれば、意見ないと思うんやけど、なかったら入れてくださいという意見が出るで、24日にある程度取りまとめたやつを見て、その賛否を問うたらどうですかと言いよるんです。僕はきょう言うて、言うたらこれは取りまとめの中に入ってます、入れますと言われたら、何も意見でも何でもないんでということで、僕は言うたんですけれども、だから二重になれへんかと思うんです、きょう言うたて。

秋田委員長 それも意見ですね。

鈴木委員。

鈴木委員 今、林委員がおっしゃったこともわかるんですけれども、賛否と報告書の中に何を入れるかというところは別だと思うんです。この意見も審査の中であったでしょとか、こういう意見をぜひ報告書に入れてくださいねというは、委員会の総意で報告書に盛り込むという話を今度24日にすればいいのであって、審査を終えて認定すべきか、しないべきかというのは、報告書の内容いかんにかかわらず判断しなければ僕はいけない話だと思うんですけれども、違いますか。

秋田委員長 もう一度確認のために補足説明的に申し上げますが、当委員会は東委員長に付託を受けての小委員会であります。したがって、討論とか自由討議は全体会、東委員長の席でやることになりますので、当委員会としては、ただいま幾日かかかって審査したことの追加の意見はございませんかという先ほどから問いかけをした、その後この参考賛否の確認を次の段階で入りたいわけです。参考賛否、すなわち従来で言う、常任委員会と言うところの採決に相当する部分であります、効力としてはありません。参考であります。その確認をとるのがこの小委員会の私の役目でありますので、そのような運びで審査を進行させていただいてよろしいかと、委員の皆様聞いておるところであります。御理解賜ったら次の手順に入りたいわけです。

なお、報告書等の最終報告のつくり上げにつきましては、24日が最終になるうかと思えます。

参考賛否は法的拘束力はありません。

岡前委員 確認だけさせてもらいたいんやけども、9月11日付でその日程表が配られておるのでは、24、25がまとめになっておって、25日に決算常任委員長の報告、質疑、自由討議、採決、それで9月30日の本会議で討論、採決になってるんやね。
秋田委員長 そうです。

岡前委員 だから、26日はあくまで委員会としての採決と自由討議をほかの委員さんも全員そろってやりましょうということやね。

秋田委員長 26はね。

岡前委員 委員長は自由討議と討論という言葉も、26日にするような言葉を使うてやから、自由討議と討論は当然違うわけで、その今回の決算に対する討論は、30日の本会議でやるということであえんやね。とにかく26日には全員そろって、予算委員長に対して、予算委員長が全員に報告をして、この予算委員以外の方が質疑があれば質疑をします。ということ。

秋田委員長 それは26日の全体会で自由討議及び討論等は、東委員長のもとで行うわけでありませう。

続けて、岡前委員。

岡前委員 今も言うちゃったけど、秋田委員長が、26日に討論、自由討議をしようてやさかいに聞き直すようになるんやけど、26日はあくまで決算委員長が報告して、この小委員会以外の方が質疑があれば、委員長報告に対する質疑をして、自由討議をして、委員会としての採決をします。30日は同じようなことになるけれども、今度はそこに議長が座って改めて東委員長が委員長報告をして、そこでは委員長報告に対する質疑がなくて、もういきなり討論と採決を行う、こういう日程になっているということでしょう。確認させてもらったらいいんやね。

それで、秋田委員長が26日に自由討議と討論と両方行うような言い方をしようてやから、こちらとしては混乱するんよ。

秋田委員長 再度説明しますが、これは我々の今のところ、小委員会なんです。自由討議及び討論を採配するのは常任委員会でありますので、私の範囲ではないんです。私の範囲は、今、審査をしてきたところの参考賛否の最終のところまでやりたいわけです。それが今回決まった委員会の進め方の綱領にもそうなるんで、そのルールどおり今、私としては進めておるところなんですけれども、御理解できない。賜らんかな。

林委員。

林委員 24日にその審査した各部についての意見を言えるんだったら、きょうはそ

の意見を求めんでもいいんじゃないんですか。きょうの参考賛否をするんやったら、それだけ今からされたらいいんじゃないんですか。

秋田委員長 そうでしょうか。

東委員。

東委員 委員長の進行でいいと思ってますけれども、意見求めんでもいいんじゃないかという意見が出ましたけれども、委員長としては意見ありませんがでいいと思います。なければいいわけですから。あと委員長の進行予定のとおり、参考賛否を問えばいいと思います。

それで、さっき岡前委員がこだわったのは、委員長が自由討議と討論と、一緒に発言されたんで、それでちょっとおかしいなという言い方だったと思いますね。だから、討論はあくまでも本会議でしかないわけです。討論は、30日の本会議でしか討論はないわけですから、討議は、自由討議は26日の常任委員会ではないわけですね。自由討議もまたね。

秋田委員長 そうです。

東委員 だから、自由討議は26日の常任委員会ではないし、討論は30日の本会議ではないのに、討論と自由討議ということと一緒に言われたんで、ちょっと混同したんじゃないかなというふうに思います。それだけのことで、あとは委員長が今進めようとしておられる進行で100%いいと思いますよ。

秋田委員長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

秋田委員長 異議なしと認めます。

それでは、再度お尋ねします。

意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

秋田委員長 なしといたします。

それでは、参考賛否の確認をいたしたいと思います。

第94号議案、平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手多数)

秋田委員長 続きまして、第95号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

秋田委員長 続きますして、第96号議案、平成25年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

秋田委員長 第97号議案、平成25年度穴粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

秋田委員長 続きますして、第98号議案、平成25年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手多数)

秋田委員長 続きますして、第99号議案、平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手多数)

秋田委員長 第100号議案、平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

秋田委員長 第101号議案、平成25年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

秋田委員長 第102号議案、平成25年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

秋田委員長 第103号議案、平成25年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

秋田委員長 第104号議案、平成25年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

秋田委員長 続きますして第105号議案、平成25年度穴粟市農業共済事業特別会計歳

入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

秋田委員長 以上で参考賛否の確認は終わりました。ありがとうございました。

それではあす19日、正午までにレポートのほどをよろしく願いをいたします。

次回会議、24日9時半であります。

本日はこれにて終了いたします。御苦労さんでした。

(午後 3時39分 散会)